

調査報告

犯罪被害者等支援条例の制定状況及び条例
制定後の地方公共団体の施策の実施状況に
ついて

2021（令和3）年1月29日

奈良弁護士会

犯罪被害者支援委員会

はじめに

この調査報告書は、日本弁護士連合会、近畿弁護士会連合会及び奈良弁護士会が主催した「第22回犯罪被害者支援全国経験交流集会」（令和3年1月29日、テーマ：全国の地方公共団体に犯罪被害者等支援条例の制定を！～条例制定後の地方公共団体の取組みから、改めて条例制定の必要性を考える～）に合わせて作成しました。

平成16年12月1日に制定された犯罪被害者等基本法では、犯罪被害者等支援における地方公共団体の責務が定められ、平成28年4月1日に政府が策定した第3次犯罪被害者等基本計画では、初めて犯罪被害者等支援に関する条例について言及がなされました。

日本弁護士連合会では、平成29年10月6日、「犯罪被害者の誰もが等しく充実した支援を受けられる社会の実現を目指す決議」をし、その中で「全ての地方公共団体において、地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するための、犯罪被害者支援条例を制定すること。」を求めるとともに、そのような社会を実現するために全力を尽くすことを決議しました。その後、全国各地で、弁護士・弁護士会が「被害者が創る条例研究会」や犯罪被害者支援センターなどの関係機関と連携・協力し、条例制定のための取組みを進めています。

そこで、奈良弁護士会でも、地方公共団体の条例制定状況や施策の実施状況、特に見舞金等の経済的支援制度の実施状況について把握し、今後の更なる取組みに繋げていくために、見舞金等の経済的支援制度を設けている322の地方公共団体にアンケート調査を実施し、その回答及び調査結果から見える課題を整理し、調査報告書を作成しました。

地方公共団体の皆様には、新型コロナウイルス感染症の拡大により様々な社会的活動が制限される中、多数アンケート調査にご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。心より御礼申し上げます。

この調査報告書が、全国の地方公共団体でより充実した内容の条例が制定・改正されていくうえでの参考となれば幸いです。

調査メンバー

奈良弁護士会 犯罪被害者支援委員会

委員長 北 條 正 崇

副委員長 川真田 リ エ

委 員 辻 内 誠 人

委 員 細 田 昌 孝

委 員 松 山 朋 代

委 員 水 丸 貴美子

委 員 山 崎 靖 子

目 次

第 1 条例制定状況について	P4
第 2 地方公共団体の見舞金（支援金）制度の運用状況について	P6
第 3 その他の支援施策について	P9
第 4 アンケートでのその他の自由記載について	P9
第 5 地方公共団体における先進的・特徴的な条例や施策について	P12
(資料)	
条例制定状況まとめ（令和 2 年 1 0 月 1 日時点）	P19
地方公共団体別の条例制定状況（同上）	P20
見舞金等支給状況（平成 2 9 年度～令和元年度）	P52
調査先に送付したアンケート調査票	P55

第1 条例制定状況について

1 はじめに

本項においてカウントしている「条例」は、犯罪被害者等支援に特化した条例のみであり、いわゆるまちづくり条例の中に犯罪被害者等支援規定を含んでいるものを含めていない。

調査は、特に断りがない限り、令和2年10月1日時点のものである。

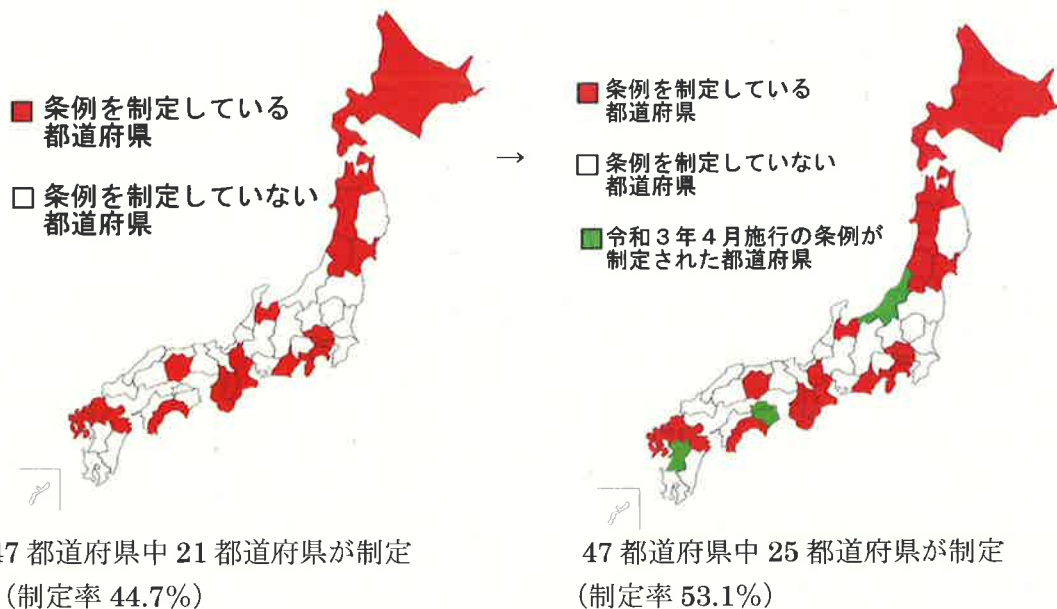
2 都道府県・市区町村、それぞれの条例制定状況

<都道府県での条例制定状況>

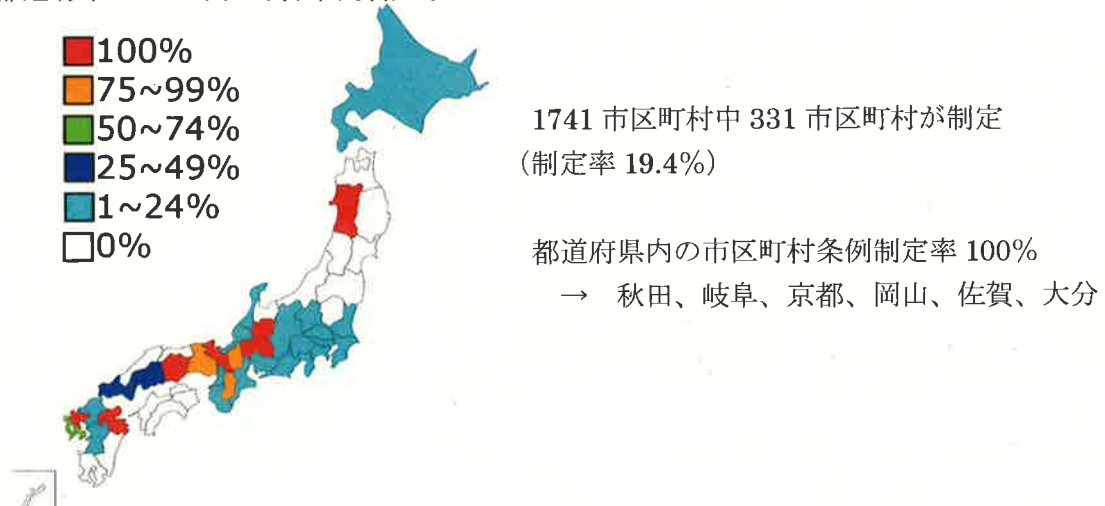
【現在】

【令和3年4月1日】

新潟・香川・徳島・熊本の4県で新たに条例施行



<都道府県ごとの市区町村条例制定率>



3 条例制定状況について

(1) 都道府県条例と市区町村条例の制定状況の対比

- ア 市町村制定率75%以上かつ、県条例の制定あり（6県）
秋田、滋賀、奈良、岡山、佐賀、大分
- イ 市町村制定率75%以上だが、府県条例の制定なし（3府県）
岐阜、京都、兵庫
- ウ 市町村制定率25%以上75%未満、県条例の制定あり（1県）
長崎
- エ 市町村制定率25%以上75%未満、県条例の制定なし（2県）
広島、山口
- オ 市区町村条例制定率25%未満だが、都道府県条例あり（14都道府県）
北海道、青森、宮城、山形、埼玉、東京、神奈川、富山、静岡、三重、大阪、和歌山、高知、福岡
- カ 市町村条例制定率25%未満かつ、県条例なし（21県）
岩手、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、新潟、石川、福井、山梨、長野、愛知、鳥取、島根、徳島、香川、愛媛、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

市区町村条例制定率が高い都道府県（ア、イ）において、都道府県条例を制定している都道府県の方が多い。

都道府県内の市区町村条例制定率が、高いところと低いところで二極化している。

(2) 条例制定を推進させる要因は何か

- ア 近接する地域の状況等に影響を受けているか
近畿地方や、佐賀・大分等の北九州には、条例制定が活発な地域が集まっており、影響を受け合っているところがあるのではないかとと思われる。
四国地方で、令和2年に高知、令和3年に香川・徳島で県条例施行。

- イ 犯罪発生件数が多いことが、条例制定の要因になっているか

※カッコ内の数字は、都道府県ごとの犯罪認知件数（令和元年・警察庁発表）が何番目に多いかを表したもの

秋田(46)、大分(44)、佐賀(38)、奈良(25)、滋賀(24)、岡山(20)
岐阜(15)、京都(12)、兵庫(7)

→犯罪認知件数が比較的少ない秋田・大分・佐賀が、積極的に条例制定に取り組んでいる。犯罪発生件数自体が、条例制定を後押ししているとは思えない。

第2 地方公共団体の見舞金（支援金）制度の運用状況について

1 条例制定と見舞金支給自治体の関係

条例を制定している地方公共団体のすべてが見舞金等を支給しているわけではなく、条例に根拠はないが要綱等を根拠として見舞金等を支給しているケースもあった。

そのため、条例制定数と見舞金制度を設けている地方公共団体の数字は異なる。

2 条例による見舞金（支援金）の運用状況（件数について）

ア 調査の内容

令和2年9月下旬、奈良弁護士会より、見舞金（支援金）制度を設けている全国322地方公共団体（令和2年4月以降に施行の地方公共団体も含む）に対してアンケート用紙を送付し、215件の回答を受け取った（回答率66.7%）。

イ 見舞金（支援金）の運用状況について

<アンケートの回答があった215自治体の申請・支給件数の合計>

	死亡見舞金(支援金)		傷害見舞金(支援金)	
	申請件数	支給件数	申請件数	支給件数
H29	7	6	30	29
H30	4	4	44	44
R1	20	21	68	69
上記3年間の合計	31	31	142	142

※回答において、すべての自治体において、平成29年度から令和元年度の間の不支給件数は0であった。

ウ 犯罪被害給付制度の運用状況（令和2年版犯罪被害者白書より）との比較

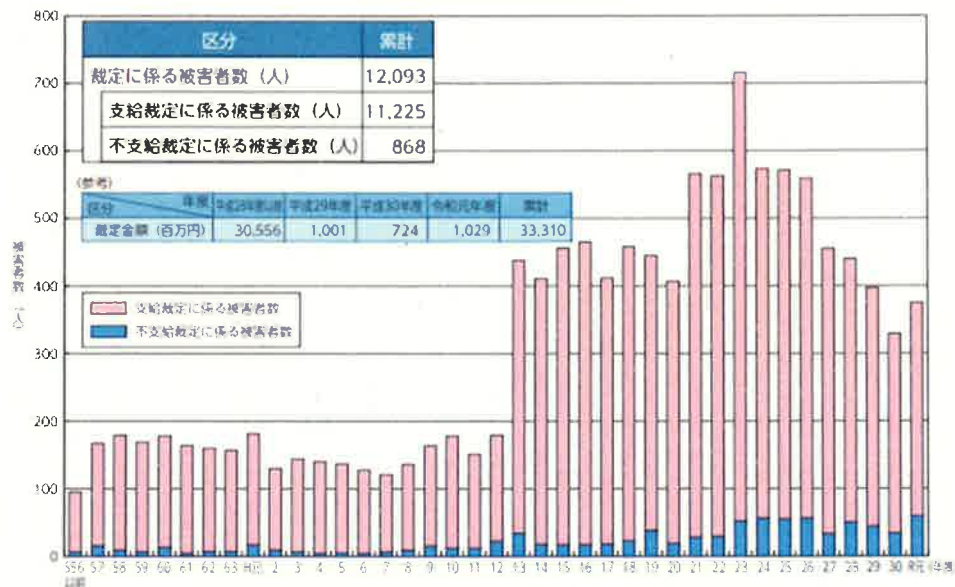
そのため、本アンケート調査への回答があった215という数字は、およそ全国にある市区町村の8分の1（全国の市区町村数（政令指定都市を含む）は、1741自治体）にあたる。

そこで、回答があった見舞金支給件数を8倍にしてみることで、全国規模での申請・支給件数を試算してみたい。なお、回答があった地方公共団体の中には、令和2年度以降に制度が施行されるものも含まれている。

<215の地方公共団体における申請・支給件数を8倍したもの>

	死亡見舞金(支援金)		傷害見舞金(支援金)	
	申請件数	支給件数	申請件数	支給件数
H29	56	48	240	232
H30	32	32	352	352
R1	160	168	544	552
上記3年間の合計	248	248	1136	1136

犯罪被害給付制度の運用状況



（令和2年版 犯罪被害者白書より）

上記の国による犯罪被害給付制度の運用状況と、前頁の見舞金支給件数の試算を比較すると、平成29年度から令和元年度の間、犯罪被害給付制度の年間申請件数はおよそ300～400件であるのに対し、地方公共団体の見舞金申請件数は令和元年度で死亡・傷害合わせて約700件となっており、見舞金の試算件数の方が明らかに多くなっている。

そのため、「犯罪被害給付制度が充実しているため、地方公共団体の見舞金制度はあまり利用されず、需要がない」ということはまったくない。

そして、地方公共団体による見舞金制度の需要が高いことは、申請件数が年々増加している点にも表れている。

エ アンケートでの課題や悩みについての回答の結果

<課題や悩みについての選択式回答について>

- (ア) 支給実績が少ない（58件）
- (イ) 支給要件に該当するかどうかの判断が難しい（42件）
- (ウ) 支給要件に該当するかどうかの判断にあたり、警察から情報提供を拒否される（3件）
- (エ) 制度について住民への周知が不足している（46件）

(ア)の支給実績が少ないという回答が一番多かったことから、現場の担当者としては、見舞金の申請をしていないが支給につながるべき被害者等がいるはずであるといったことを感じているようである。

(ウ)の警察から情報提供を拒否されるという回答は少なかった。しかし、それでも支給要件該当性の判断が難しいという悩みは多く、以下にまとめた自由記載でも多くの指摘があった。

<課題や悩みについての自由記載について>

【対象者の把握等について】

- ・小さい町であるために、対象者の把握はしやすいが、逆に顔見知りが多く、申請しにくいのではと心配される。
- ・制度の周知徹底が困難であり、もれがないか心配している。
- ・どのタイミングで申請の提案をすべきかイメージしきれていない。
- ・警察からの情報提供により支給事務を行っている。
- ・該当する事件があった場合、警察から被害者への制度の案内がされているので、必要な人には情報が伝わっていると考えている。
- ・当県内では、支給対象となる案件については、警察の支援員から情報提供してもらえるようになっている。
- ・警察を中心とした被害者支援ネットワーク組織があり、必要時の協力体制がある。
- ・関係機関ネットワーク会議で定期的に県下自治体の意見交換や情報共有の場があるため、実際の申請が生じた場合にも、警察や県と連携しながら、被害者やその家族に寄り添った対応を行いたい。

【支給要件の判断について】

- ・支給要件に該当するかどうかの判断にあたり、警察からはあまり情報を頂けない。
- ・自治体に捜査権限がなく、目撃者を含めた第三者からの証言、鑑識や医学的見地からの意見などの捜査情報を取得することができない現状下において、各種支援制度の実施判断に非常に苦慮するケースがある。情報共有の困難さや個人情報保護の観点からも県（県警）が審査を行った方が望ましい。
- ・地域の管轄外で犯罪被害に遭った場合の事実確認をどうするか。
- ・居酒屋等におけるケンカが原因で怪我をした事案が多く、警察に判断を委ねている（犯罪の誘発になるか）
- ・実績がないため、支給要件の確認や警察との連携等がスムーズに行うことができるか不安
- ・見舞金の支給要件に該当するかどうかの判断に困難を要したり、時間がかかることへの懸念もある。速やかな支給のために、専門家の意見書等の証明書類の提出など、ケースに合わせた対応が必要になるのではないかと危惧している。
- ・犯罪行為による被害者なのか、正当行為、正当防衛、過失行為なのか、刑事裁判の判決を確認しなければわからない場合があるが、裁判記録を閲覧等しようとしても事件番号がわからない。

【支給手続その他】

- ・ノウハウの蓄積がないため、対応に苦慮している。
- ・支給可否決定までに時間がかかる。
- ・県公安委員会から被害者遺族へ給付金裁定通知書が通知されてから市の見舞金支給の準備を進めるため、支給までに時間がかかってしまい、早急な対応ができない。
- ・県内で制度が統一されていないため、事件発生後に引越をされた方への対応などに困る可能性がある。

- ・犯罪被害者等ファーストの視点から、県内で制度を統一し、被害者支援センターの知見を活用しながら、総合的に支援できる体制を構築しようとする動きがあるが、実現に至っていない。
- ・見舞金の支給実績がないため、支給対象者への対応でどのような点に気を付ける必要があるか知りたい。
- ・条例発足後の案件がないため、実際に相談があった場合に適切に対応することができるか不安
- ・人口規模の小さな自治体であり、支援実績がなく、実務経験もないことから、施策を進めるうえで漠然とした不安がある。
- ・被害者の当面の生活費を支給することを目的に速やかに給付することとしている。被害が警察に受理された時点で支給対象としている。
- ・警察による捜査やその後の裁判の結果、被害者と認められなかった場合に返金して頂く必要があると思われるが、その取り決めや手続きが明確になっていない。
- ・原則として親族間犯罪については不支給としているが、支給するようにとの強い要望があり、苦慮している。

第3 その他の支援施策について

1 貸付金の運用状況

今回のアンケート調査で得られた回答では、平成29年～令和元年までの3年間で、犯罪被害者等支援としての貸付金が申請・支給された件数は0件であった。

もっとも、貸付金制度を設けている地方公共団体の数自体が少ないことから、貸付金制度の需要がないと即断することはできないと考える。

2 その他の支援制度の運用状況

見舞金や貸付金以外の支援として、転居支援・家賃支援・家事介護支援・一時預かり保育費用支援・生活資金交付・精神医療支援などの制度を定める地方公共団体があった。

このように充実した支援メニューを整備している地方公共団体もみられたが、全体としてはその他の制度を制定しているという回答を得た件数が少なく、今回の結果だけをもって需要のあるなしを判断することはできないと考える。

第4 アンケートでのその他の自由記載について

1 条例による支援制度の普及のための取り組みや広報等について

●「犯罪被害者等支援制度の活用を普及させるための取組み」に関して

- ・警察から支援制度該当者の情報提供を受ける体制を構築している。
- ・警察の協力により、警察官から対象者に制度の案内をしてもらっている。
- ・警察や被害者支援センターとの連携協定の締結
- ・新聞に出た事件などではリーフレットだけでなく被害者への手紙を警察から渡してもらって、支援に繋がったケースもある。
- ・関係機関と連絡協議会（ネットワーク会議）を開催し、情報の共有を図っている（仮想事例を用いたケース検討等）。

- ・民間団体との連携（広報・周知を依頼）
- ・被害者支援センターに見舞金についての相談及び申請補助（同行支援等）を業務委託している。
- ・県と市町村が連携し、広報などで県下統一的な活動をしている。

●「広報や周知方法の工夫」に関する回答のまとめ

①庁舎内での広報等

- ・役所の入り口受付にポスターの掲示、募金箱の設置
- ・庁舎ロビーでのパネル展示
- ・庁舎内市民ホールのデジタルサイネージ（電子看板）の利用

②既存メディアや実在の媒体を利用した庁舎外での広報等

- ・広報誌・自治会へのチラシ回覧
- ・FMラジオ放送、テレビのスポットCM
- ・地下鉄車両広告

③インターネットを活用した広報等

- ・ホームページ
- ・公式ツイッター、公式フェイスブックなどのSNSの利用
- ・YouTubeへの条例CM動画をアップロード

④物品の作成・配布による広報等

- ・啓発用ポケットティッシュの作成、関連課所室の窓口に配置
- ・啓発カードなどの啓発物品
- ・リーフレット（市民向け、事業者向け）配布先：相談窓口、警察署、公共施設、医療機関

⑤集会等を通じた周知活動等

- ・住民向け講演会の開催（当事者、遺族の講演など）
- ・小中学校で「いのちの授業」を毎年開催している。
- ・職員、民生委員、保護司などを対象とした研修会の開催

⑥その他の広報

- ・犯罪被害者週間に合わせた広報
- ・ホンデリングの実施
- ・街頭啓発活動（駅前、スーパーなど）

2 各種団体等への要望や困っていることなど

●「弁護士会への要望、国・都道府県・市区町村への要望、犯罪被害者等支援施策に関して困っていること」に関して

【国・都道府県・市町村へ】

- ・犯罪はいつどこでだれが遭遇するか分からない。自治体が個別に支援するのではなく、国による統一の支援を原則として制度を実施すべき。
- ・国の制度についての共通理解や法律の趣旨等を学ぶ機会を希望する（特に、今年は新型コロナの影響で、新任職員が知識を得る機会が減っている。）。
- ・都道府県のネットワーク会議を継続実施して、関係機関が連携して犯罪被害者やその家族

に対応できる体制を維持して頂きたい。

- ・犯罪被害者等への窓口として配慮すべき事項などを理解し、適切な対応を身につけるロールプレイ研修等の機会があると助かる。
- ・自治体によって見舞金制度の有無があり、居住する地域によって支援に差が生じている。
- ・支援の地域差をなくすために、全ての自治体において支援を行うことができるように、国によるガイドラインの整備や財源的支援策が必要である。
- ・自治体が見舞金等の支援制度を円滑に実施できるよう、国と自治体との役割分担を見直すべきではないか。相談は市民に近い基礎自治体の窓口にて行うべきであるが、少なくとも各種制度の「審査」については、自治体は犯罪捜査に係る権限がなく、審査に必要な情報を取得するには限界があるため、捜査情報等をもつ県(県警)が行うべきである。各都道府県単位で見直しを行うことは現実的ではないため、国が主導して見直しを行ってほしい。
- ・国の犯給制度について、より早期の支払いを実現する等により、被害直後において各種費用の捻出に困窮されている被害者等への早期の経済的支援を行うなどの支援策を全国一律に講ずるべきではないか。
- ・加害者に対する損害賠償請求権にかかる債務名義を取得した被害者等が、再度の民事訴訟の提起、その他当該請求権の消滅時効を中断させる手続きを行うために裁判所に納める費用について、当該費用の免除や助成を国が全国一律で実施すべきではないか。
- ・近隣の市町村が条例を制定することにより、より広い範囲で犯罪被害者等の支援に繋がればよい。

【警察・関係機関へ】

- ・被害者支援には該当者の把握も含め、警察の協力が不可欠である。
警察を中心とした支援体制が整うとよりスムーズで漏れのない支援ができると考える。
- ・見舞金の支給漏れを防ぐために、犯罪被害者と確実に関わる警察にも対象者への制度等の積極的な周知に協力頂きたい。
- ・警察等の関係機関との情報共有体制が課題、互いの支援内容や役割等への理解を深めていく必要がある。
- ・関係機関でどのような支援があるか情報提供をお願いしたい。

【弁護士会へ】

- ・見舞金の支給漏れを防ぐために、犯罪被害者と確実に関わる法曹関係者にも対象者への制度等の積極的な周知に協力頂きたい。
- ・相談や支援を実施していく中で法的な問題に直面し、非常に苦慮することが多々あるが、弁護士の方々から法的な視点からアドバイス頂く等大変お世話になっており、実務面、及び相談員の心理(精神)面において非常に助かっている。
- ・犯罪被害者等が弁護士に相談した場合、近隣の弁護士で対応できるのか。犯罪被害者等の支援をしている弁護士がいるのか知りたい。
- ・弁護士会でどのような支援があるのか情報提供をお願いしたい。
- ・各市町村で支援内容が異なっているが、弁護士会には、各事件事案の被害者等に対して、自治体の支援制度の周知に協力をお願いしたい。

- ・経済的支援について検討した際、被害者の損害賠償金受け取りの実態を把握したかったが、古い調査結果しかなかったので、実態把握について弁護士会の活動に期待したい。

【その他】

- ・総合対応窓口を設置しているが、専任職員ではなく、相談業務を経験したことのある者がいないため、スムーズに対応することができるか不安
(特に犯罪被害者等への心のケア等は困難であり、被害者支援センターにお願いせざるを得ない。)

第5 地方公共団体における先進的・特徴的な条例や施策について

<北海道>

1 札幌市

- ・令和2年8月1日から「犯罪被害者等支援制度」を開始（条例は未制定）
- ・遺族支援金（30万円）、重傷病支援金（10万円）のほか、性犯罪被害支援金（10万円）を支給
- ・家事・介護費用助成、配食サービス費用助成、転居費用助成、ハウスクリーニング費用助成、精神医療費用助成、カウンセリング費用助成などの様々な支援メニューを設けている。

<東北地方>

1 秋田県（平成25年4月1日条例施行）

- ・条例施行日に、秋田県犯罪被害者等支援推進会議を設置
- ・平成28年、第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画を策定
- ・犯罪被害者週間に啓発事業を実施しているほか、条例で6月30日を「犯罪被害を考える日」と定め、犯罪被害者等を理解し支えていくことを目指している。6月30日前後に、「犯罪被害を考える日」の周知を含め、啓発活動を行っている。
- ・平成29年10月2日、性暴力被害者を支援するため、専門の相談窓口として、あきた性暴力被害者サポートセンター（愛称：ほっとハートあきた）を開設
- ・県内の犯罪被害者等から手記を募集し、「犯罪被害者等の手記」を刊行している。

※秋田県内では、平成18年から平成23年の間に、全市町村で条例が施行され、見舞金制度が設けられている。

<関東地方>

1 東京都（令和2年4月1日条例施行）

令和2年、転居費用の助成制度（最大20万円、都道府県レベルでは初）、無料法律相談制度（最大1時間30分）、見舞金給付制度（死亡30万円、重傷病10万円）を開始した。

2 中野区（令和2年4月1日条例施行）

見舞金（支援金）給付のほか、以下の様々な支援メニューがある。

- ・遺族子育て支援金（子ども一人につき30万円）
- ・家事援助・育児/介護援助・外出援助（時間数合計60時間まで）
- ・配食サービス（1日2回を上限に、犯罪被害者発生日から30日以内）
- ・カウンセリング費用助成（1回5000円を上限に10回まで）
- ・法律相談費用助成（1回5000円を上限に3回まで）
- ・弁護士費用助成

① 刑事裁判において被害者参加する場合の弁護士費用を助成

裁判員裁判では上限20万円・非裁判員裁判では上限10万円

② 法テラスの民事法律扶助制度を利用した場合の代理援助費用（着手金、実費等）
を上限20万円まで助成（返還が免除となる場合を除く）

【対象】

- 犯罪被害で死亡した被害者の遺族である区民
- 犯罪被害で重傷病（1か月以上の加療を要する負傷または疾病で医師の診断書のあるもの）を負った区民
- 性犯罪により被害を受けた区民（被害届を提出することが困難な場合を含む）
- ・緊急一時居住費用・転居費用等助成（上限20万円）

3 杉並区（平成18年4月1日条例施行）

独自の支援メニューがある（見舞金給付はない）。

- ・一時利用住宅の提供（利用期間原則6か月以内）
- ・家事援助（1日3時間以内）
- ・育児援助（1日2時間以上1時間単位で8時間以内）
- ・資金貸付（30万円以内）

4 神奈川県（平成21年4月1日条例施行）

- ・知事・公安委員会と民間支援団体が連携及び協力しての総合的支援体制の整備を定め（条例10条）、平成21年6月1日に「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を設置して、多くの関係機関が連携して、犯罪被害者等が必要とする多岐にわたる支援を一元的に、早期に、途切れなく提供している。
- ・弁護士による相談体制の充実を定めており（条例第12条）、多数の法律相談が実施されている。
- ・生活資金貸付（上限100万円）、一時的な住居（緊急避難場所）の提供等の支援がある。
- ・令和2年7月には、犯罪被害者等が受ける二次被害を防止する姿勢をより明確にし、支援や施策に反映させるための改正が行われた。

5 横浜市（平成31年4月1日条例施行）

平成24年に「横浜市犯罪被害者相談室」を開設

相談員（社会福祉職）を配置し、生活上の困りごとや要望への支援を中心に、個別相談支援、市職員等への研修、市民等への啓発、被害者等支援ネットワーク形成のための取組等を行っている。

条例では、二次被害、再被害防止を基本理念で言及

見舞金給付のほかに、以下の様々な支援メニューがある。なお、見舞金について性犯罪被害見舞金（５万円）もある。

- ・家事及び介護支援（１時間４０００円を上限として合計７２時間まで）
- ・一時保育支援（１回あたり２５００円を上限として１０回まで）
- ・転居支援（１回あたり２０万円を上限として２回まで）

6 茅ヶ崎市（平成２７年１１月２５日施行）

見舞金給付のほかに、以下の様々な支援メニューがある。なお、見舞金について性犯罪被害見舞金（５万円）もある。

- ・家事及び介護支援（１時間４０００円を上限として合計７２時間まで）
- ・一時保育支援（１回あたり２５００円を上限として１０回まで）
- ・転居支援（転居費用１回あたり上限１０万円、転居後の家賃補助上限月３万円を６か月まで）
- ・家事、介護支援（それぞれ６０時間を上限にヘルパーを派遣）
- ・一時預かり費用の支援（子の一時預かりに要した費用上限３０００円を５回まで）

<中部地方>

1 岐阜県

- ・岐阜県には岐阜県犯罪被害遺児激励金あり

毎年５月５日の「こどもの日」に合わせて、犯罪被害により親等を亡くした遺児に激励金を贈っている。

激励金の額：休養時及び小学校児童一人あたり１５、０００円、中学生生徒一人あたり２０、０００円、高等学校生徒一人あたり２５、０００円（申請時から高等学校在学中（２０歳未満）まで毎年支給される。

※岐阜県内では全市町村に条例が制定されている。

2 名古屋市（平成３０年４月１日条例施行）

- ・支援金：犯罪被害により当面必要となる経費に充てるために一定金額の支援金を給付（他自治体では見舞金とされているものが多いものを支援金としている）
- ・見舞金：遺族が、損害賠償請求権に基づく債務名義を取得したにも関わらず、約定通りに賠償が受けられない場合に１５０万円を上限に支給
- ・日常生活支援：①犯罪により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族の居宅へ、ヘルパーを派遣し、家事・育児・介護の支援を行う、②犯罪により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族の居宅へ、食事を配達
- ・精神医療支援：犯罪被害により被害者本人やその家族・遺族が、精神医療機関に受診

した場合に、医療費の自己負担分の半額を支給

- ・居住支援:①あらかじめ決定した市営住宅の範囲内で、現在居住されている住宅に住むことができなくなった犯罪被害者等に優先的に市営住宅へ入居いただく(市営住宅優先入居)、②あらかじめ決定した市営住宅の範囲内で、公募による入居を待つことができない急迫の事情がある場合に限り、市営住宅の一時的な使用(原則2か月、使用料は無料)を認めるもの(市営住宅目的外使用)

3 犬山市(条例なし)

- ・犬山市民交通災害及び犯罪被害見舞金制度(昭和44年3月29日制定)
: 市民の方が交通災害や犯罪により、死亡又は長期の入院をされた場合に、応急的援護として被害者又はその遺族に見舞金を支給する制度。死亡見舞金15万円、傷害見舞金5万円

4 三重県(平成31年4月1日条例施行)

- ・条例9条の規定に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重県犯罪被害者等支援推進計画」(計画期間:令和2年度~令和5年度)を策定。
- ・殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族又は重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金を給付。遺族見舞金60万円、重傷病見舞金20万円、精神医療見舞金5万円
- ・民間賃貸住宅物件情報提供等制度(令和2年7月8日から運用開始)
: 犯罪等により、お住まいの住居に住み続けることが困難となった犯罪被害者ご本人及びそのご遺族の方が、三重県と「公益社団法人三重県宅地建物取引業協会」、「公益社団法人全日本不動産協会三重県本部」との協定に基づき、①希望に沿った民間賃貸住宅物件の情報提供、②入居契約時における仲介手数料の免除、を受けられる支援制度

<近畿地方>

1 大阪府(平成31年4月1日条例施行)

- ・オール大阪での推進体制
早期援助団体及び関係市町村とともに総合的な支援を一体となって実施するため、被害者支援調整会議の設置を条例に規定(19条)
- ・再提訴費用の助成(上限金額:1つの損害賠償請求について33万円)
- ・民間支援団体に対する支援
早期援助団体(大阪被害者支援アドボカシーセンター)に150万円の補助(令和元年度)
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(大阪SACHI CO)に約1400万円の補助(令和元年度)

2 大阪市(令和2年4月1日条例施行)

- ・被害発生初期段階におけるアウトリーチ支援を条例に規定(7条)

- ・見舞金の支給（条例・見舞金支給要綱）

※遺族見舞金、重傷病見舞金のほか、性犯罪被害見舞金（10万円）を支給

- ・日常生活の支援
ホームヘルパーの派遣や配食サービス
- ・法律相談（無料で精通弁護士による相談）
- ・助成金の交付（一時保育費、精神医療費、転居費）
- ・「いのちの大切さを伝える」講演会講師派遣事業の実施
出前講座や啓発動画の作成

3 摂津市（平成20年7月1日条例施行）

- ・傷害見舞金の申請が多い（平成30年度は7件）
- ・ホームヘルパーの派遣、家賃等の補助、就業の支援
※以前は裁判参加旅費の補助の制度があったが、法テラスによる補助の制度ができたため、廃止となった。全国一律の支援が必要なものについては国において支援することが実現した例といえる。

4 兵庫県内の市町

兵庫県内では41市町のうち37市町で条例が制定されており、多くの市町において、給付金制度のほか、日常生活等の支援のための多種多様な支援メニューが設けられており、かなり進んだ支援が行われている地域といえる。

また、給付金については、「見舞金」という名称ではなく、多くの市町で「支援金」という名称が使用されている。

5 神戸市（平成25年4月1日条例施行）

- ・よりよい支援を行うために、平成30年7月1日に条例を一部改正
- ・支援金の支給実績が比較的多い。
- ・多種多様な支援メニューを設けている（家事ヘルパー、一時保育、家庭での学習、就職に必要な資格取得などにかかった費用の助成、転居後の家賃、配食サービス実施の費用、住居復旧・防犯対策に係る費用、一時避難場所に係る費用などの助成）
- ・犯罪被害者等生活資金（緊急転居費用、家賃補助、住居復旧及び防犯対策費等）の交付実績が比較的多い。
- ・奨学金返還支援など新たな支援制度の充実を図っている。

6 明石市（平成23年4月1日条例施行）

- ・より当事者の視点にたったきめ細かい施策を実施するために、平成26年4月1日、同30年4月1日、令和2年4月1日と3回の条例改正を行っている。
- ・多種多様、豊富な支援メニューを設けており、全国的にみてかなり進んだ施策を実施している。
- ・立替支援金（条例14条）の制度は有名である。

加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義（公正証書を除く。）を取得した犯罪

被害者等から当該請求権を譲り受けることを条件として、その金額と同額の立替支援金（上限300万円）を支給する制度

- ・特例給付金（加害者が刑事責任を問われない等の理由により立替支援金の支給を受けられない遺族に対する給付金、20万円）、真相究明についての支援、民事裁判に出席するための場合の旅費の補助、財産管理手続等の費用の補助も全国的に珍しいが、当事者のニーズはあり、まさに当事者の視点に立った施策が行われている。
- ・重傷病支援金（条例7条）の支給実績が比較的多い。
- ・支援金と貸付金の両方の制度がある（両方設けている地方公共団体は少ない）。
- ・あかし被害者基金の設置

令和2年3月にはあかし被害者基金条例を制定し、犯罪被害者等の支援に関する事業に要する経費に充てるための基金を設置している。

7 尼崎市（平成27年7月1日条例施行）

- ・重症病見舞金（条例7条）について、平成27年度から令和元年度までの5年間で26件の支給実績があり、突出している。
- ・家賃補助や転居費用の助成制度があり、支給実績も比較的多い。

8 宝塚市（平成17年4月1日条例施行）

- ・平成31年4月1日に条例を全部改正し、支援を拡充。
支援金の給付に加え、日常生活の支援（家事援助費用助成等）や居住安定支援（家賃助成等）、精神的被害回復支援（カウンセリング費用助成）を行うようになった。
- ・条例改正により、国外で犯罪被害に遭った者等も対象となった。

9 京都市（平成23年4月1日施行）

- ・犯罪等による生活困窮者に速やかに生活資金を給付する制度（30万円）を設けており、これまでの支給実績（平成23年度～令和元年度）は40件と多い。
- ・令和2年4月1日から京都市犯罪被害者等日常生活支援金を開始
- ・大学等との連携（条例14条）、観光旅行者等に対する支援（条例15条）
大学等の教育機関が多く、また、日本有数の観光都市である京都市の地域性に根ざした施策を実施している。

※京都府内では、全市町村で条例が制定されており、見舞金制度が設けられている。

10 奈良県内の市町村

- ・奈良県では平成28年に奈良県と大和郡山市が条例を制定して以降、警察やなら犯罪被害者支援センターを中心とした取組みにより、毎年、各警察署管轄内の市町村単位で条例が制定されている（39市町村中36市町村が制定）。
- ・条例制定に合わせて、各市町村と警察署となら犯罪被害者支援センターが連携協定を締結し、具体的な支援につながるようにしている。
- ・条例を制定した市町村はなら犯罪被害者支援センターの賛助会員となり、人口1人あた

り2円で計算した賛助会費を納めることにより、民間支援団体への財政的援助を行っている。

<中国地方>

1 岡山県及び岡山県内の市町村

- ・平成24年、全国で初めて、県及び全市町村で条例を制定した。
- ・岡山県では第3次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針の策定
- ・岡山県県警本部・岡山県・公益社団法人被害者サポートセンターおかやま主催で、「犯罪被害者支援フォーラム2020 in おかやま」を開催

<九州・沖縄地方>

1 福岡県（平成30年3月30日条例施行）

犯罪被害者等支援条例に加えて「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が制定されている（平成31年3月1日施行）。

2 佐賀県及び佐賀県内の市町

- ・平成28年から29年にかけて県と市町が一斉に条例を制定し、全市町で見舞金制度が設けられている。

3 大分県及び大分県内の市町村

- ・県と市町村が一斉に条例を制定した（平成30年4月1日施行）
- ・県の条例では「二次的被害」の定義を定めるとともに（条例2条3号）、その防止について明文化（都道府県では全国初）
- ・全市町村が見舞金制度を設けており、県が市町村に費用の半額を助成している。
- ・県が主催となって、年4回、全市町村と共にネットワーク会議を開催し、パンフレット作成や講演会・研修会等の開催など県下統一的な活動が行われており、県と市町村が一体となって被害者支援施策を充実させる取組をしている。

以上

条例制定状況まとめ

令和2年10月1日現在

		都道府県			政令指定都市				市区町村				制定割合
		条例制定	見舞金	貸付金	自治体名	条例制定	見舞金	貸付金	総数	条例制定	見舞金	貸付金	
北海道	北海道	○			札幌市		○		178	10	2	1	5.6%
東北	青森	○							40	0	0	0	0%
	岩手								33	0	0	0	0%
	宮城	○			仙台市				34	0	0	0	0%
	秋田	○							25	25	25	0	100%
	山形	○		○					35	0	0	0	0%
	福島								59	0	0	0	0%
関東	茨城								44	3	3	2	6.8%
	栃木								25	0	0	0	0%
	群馬								35	1	1	0	3%
	埼玉	○			さいたま市				62	10	7	0	15.9%
	千葉				千葉市				53	4	5	0	7.4%
	東京	○	○						62	5	1	3	8.1%
	神奈川	○		○	横浜市, 川崎市, 相模原市	○(横浜市)	○(横浜市)		30	2	4	0	9.1%
中部	新潟				新潟市				29	0	0	0	0%
	富山	○							15	0	1	0	0%
	石川								19	3	15	0	15.8%
	福井								17	1	1	0	5.9%
	山梨								27	1	1	0	3.7%
	長野								77	1	1	0	1.3%
	岐阜		○						42	42	37	1	100.0%
	静岡	○			静岡市, 浜松市				33	6	5	0	17.1%
	愛知				名古屋市	○	○		53	0	1	0	1.9%
	三重	○	○						29	2	2	0	7%
近畿	滋賀	○							19	17	19	0	89.5%
	京都				京都市	○	○		25	25	25	1	100%
	大阪	○			大阪市, 堺市	○	○(大阪市)		41	1	4	0	7.0%
	兵庫				神戸市	○	○		40	36	36	1	90.2%
	奈良	○							39	36	36	2	92.3%
	和歌山	○		○					30	2	2	0	6.7%
中国	鳥取								19	0	0	0	0%
	島根								19	0	0	0	0%
	岡山	○			岡山市	○			26	26	5	0	100%
	広島				広島市				22	8	10	0	34.8%
	山口								19	6	1	0	31.6%
四国	徳島								24	0	0	0	0%
	香川								17	0	0	0	0%
	愛媛								20	0	0	0	0%
	高知	○							34	0	0	0	0%
九州	福岡	○			福岡市, 北九州市				58	3	3	0	5.0%
	佐賀	○							20	20	20	0	100%
	長崎	○							21	15	15	0	71.4%
	熊本				熊本市				44	2	1	0	4.4%
	大分	○							18	18	18	0	100%
	宮崎								26	0	0	0	0%
	鹿児島								43	0	0	0	0%
	沖縄								41	0	0	0	0%
合計		21	3	3	20	7	5	0	1,721	331	307	11	
割合		44.7%				35.0%				19.2%			

※条例は犯罪被害者等支援に特化した条例をいう。

※市区町村には政令指定都市を含めていない。

※令和2年12月に新潟県、香川県、徳島県、熊本県が制定した。

色分け

1~24 25~49 50~74 75~99 100

※制定割合は政令指定都市とその他の市区町村

地方公共団体別の条例制定状況(令和2年10月1日時点)

条例制定状況(北海道)

	道制定状況	市町村数	制定数	見舞金	貸付金
北海道	○	178	10	2	1

※政令指定都市(札幌市)を除く

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
北海道	北海道	○	H30.4.1				
1	札幌市	×		30万円	30万円		「犯罪被害者等支援制度」R2.8.1開始、「支援金」という呼び方、性犯罪被害支援金10万円あり
2	函館市	×					
3	小樽市	×					
4	旭川市	×					
5	室蘭市	×					
6	釧路市	×					
7	帯広市	×					
8	北見市	×					
9	夕張市	×					
10	岩見沢市	×					
11	網走市	×					
12	留萌市	×					
13	苫小牧市	×					
14	稚内市	×					
15	美唄市	×					
16	芦別市	×					
17	江別市	×					
18	赤平市	×					
19	紋別市	×					
20	士別市	×					
21	名寄市	×					
22	三笠市	×					
23	根室市	×					
24	千歳市	×					
25	滝川市	×					
26	砂川市	×					
27	歌志内市	×					
28	深川市	×					
29	富良野市	×					
30	登別市	×					
31	恵庭市	×					
32	伊達市	×					
33	北広島市	×					
34	石狩市	×					
35	北斗市	○	H22.4.1	30万円	10万円		
36	当別町	×					
37	新篠津村	×					
38	松前町	○	H21.3.19				
39	福島町	×					
40	知内町	×					
41	木古内町	×					
42	七飯町	×					
43	鹿部町	×					
44	森町	×					
45	八雲町	×					
46	長万部町	×					
47	江差町	×					
48	上ノ国町	×					
49	厚沢部町	×					
50	乙部町	×					
51	奥尻町	×					
52	今金町	×					
53	せたな町	×					
54	島牧村	×					
55	寿都町	×					

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
56	黒松内町	×					
57	蘭越町	○	H21.11.30				
58	二セコ町	×					
59	真狩村	○	H21.12.28				
60	留寿都村	×					
61	喜茂別町	×					
62	京極町	×					
63	倶知安町	○	H22.1.1				
64	共和町	×					
65	岩内町	×					
66	泊村	×					
67	神恵内村	×					
68	積丹町	×					
69	古平町	×					
70	仁木町	×					
71	余市町	×					
72	赤井川村	×					
73	南幌町	×					
74	奈井江町	×					
75	上砂川町	×					
76	由仁町	×					
77	長沼町	×					
78	栗山町	×					
79	月形町	×					
80	浦臼町	×					
81	新十津川町	×					
82	妹背牛町	×					
83	秩父別町	×					
84	雨竜町	×					
85	北竜町	×					
86	沼田町	×					
87	鷹栖町	×					
88	東神楽町	×					
89	当麻町	×					
90	比布町	×					
91	愛別町	×					
92	上川町	×					
93	東川町	×					
94	美瑛町	×					
95	上富良野町	×					
96	中富良野町	×					
97	南富良野町	×					
98	占冠村	×					
99	和寒町	×					
100	剣淵町	×					
101	下川町	×					
102	美深町	×					
103	音威子府町	×					
104	中川町	×					
105	幌加内町	×					
106	増毛町	×					
107	小平町	×					
108	苫前町	×					
109	羽幌町	×					
110	初山別村	×					
111	遠別町	×					
112	天塩町	×					
113	猿払村	×					
114	浜頓別町	×					
115	中頓別町	×					
116	枝幸町	×					
117	豊富町	×					
118	礼文町	×					

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
119	利尻町	×					
120	利尻富士町	×					
121	幌延町	×					
122	美幌町	×					
123	津別町	×					
124	斜里町	×					
125	清里町	×					
126	小清水町	×					
127	訓子府町	×					
128	置戸町	×					
129	佐呂間町	×					
130	遠軽町	×					
131	湧別町	×					
132	滝上町	×					
133	興部町	×					
134	西興部村	×					
135	雄武町	×					
136	大空町	×					
137	豊浦町	×					
138	壮瞥町	×					
139	白老町	×					
140	厚真町	○	H23.1.1				
141	洞爺湖町	×					
142	安平町	○	H22.10.1				
143	むかわ町	○	H22.10.1				
144	日高町	×					
145	平取町	×					
146	新冠町	×					
147	浦河町	×					
148	様似町	×					
149	えりも町	×					
150	新ひだか町	×					
151	音更町	×					
152	士幌町	×					
153	上士幌町	×					
154	鹿追町	×					
155	新得町	×					
156	清水町	×					
157	芽室町	×					
158	中札内村	×					
159	更別村	×					
160	大樹町	×					
161	広尾町	○	H21.4.1	30万円	10万円	~20万円	
162	幕別町	×					
163	池田町	×					
164	豊頃町	×					
165	本別町	○	H20.12.17				
166	足寄町	×					
167	陸別町	×					
168	浦幌町	×					
169	釧路町	×					
170	厚岸町	×					
171	浜中町	×					
172	標茶町	×					
173	弟子屈町	×					
174	鶴居村	×					
175	白糠町	×					
176	別海町	×					
177	中標津町	×					
178	標津町	×					
179	羅臼町	×					

条例制定状況(東北)

	県制定状況	市町村数	制定数	見舞金	貸付金
青森	○	40	0	0	0
岩手	×	33	0	0	0
宮城	○	34	0	0	0
秋田	○	25	25	25	0
山形	○	35	0	0	0
福島	×	59	0	0	0
合計	4	226	25	25	0

※政令指定都市(仙台市)を除く

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
青森	青森県	○	R1.12.13				
1	青森市	×					
2	弘前市	×					
3	八戸市	×					
4	黒石市	×					
5	五所川原市	×					
6	十和田市	×					
7	三沢市	×					
8	むつ市	×					
9	つがる市	×					
10	平川市	×					
11	平内町	×					
12	今別町	×					
13	蓬田村	×					
14	外ヶ浜町	×					
15	鰯ヶ沢町	×					
16	深浦町	×					
17	西目屋村	×					
18	藤崎町	×					
19	大鰐町	×					
20	田舎館村	×					
21	板柳町	×					
22	鶴田町	×					
23	中泊町	×					
24	野辺地町	×					
25	七戸町	×					
26	六戸町	×					
27	横浜町	×					
28	東北町	×					
29	六ヶ所村	×					
30	おいらせ町	×					
31	大間町	×					
32	東通村	×					
33	風間浦村	×					
34	佐井村	×					
35	三戸町	×					
36	五戸町	×					
37	田子町	×					
38	南部町	×					
39	階上町	×					
40	新郷村	×					
岩手	岩手県	×					
1	盛岡市	×					
2	宮古市	×					
3	大船渡市	×					
4	花巻市	×					
5	北上市	×					
6	久慈市	×					
7	遠野市	×					
8	一関市	×					
9	陸前高田市	×					
10	釜石市	×					
11	二戸市	×					
12	八幡平市	×					
13	奥州市	×					

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
14	滝沢市	×					
15	雫石町	×					
16	葛巻町	×					
17	岩手町	×					
18	紫波町	×					
19	矢巾町	×					
20	西和賀町	×					
21	金ヶ崎町	×					
22	平泉町	×					
23	住田町	×					
24	大槌町	×					
25	山田町	×					
26	岩泉町	×					
27	田野畑村	×					
28	普代村	×					
29	軽米町	×					
30	野田村	×					
31	九戸村	×					
32	洋野町	×					
33	一戸町	×					
宮城	宮城県	○	H16.4.1				
1	仙台市	×					
2	石巻市	×					
3	塩竈市	×					
4	気仙沼市	×					
5	白石市	×					
6	名取市	×					
7	角田市	×					
8	多賀城市	×					
9	岩沼市	×					
10	登米市	×					
11	栗原市	×					
12	東松島市	×					
13	大崎市	×					
14	富谷市	×					
15	蔵王町	×					
16	七ヶ宿町	×					
17	大河原町	×					
18	村田町	×					
19	柴田町	×					
20	川崎町	×					
21	丸森町	×					
22	渡里町	×					
23	山元町	×					
24	松島町	×					
25	七ヶ浜町	×					
26	利府町	×					
27	大和町	×					
28	大郷町	×					
29	大衡村	×					
30	色麻町	×					
31	加美町	×					
32	涌谷町	×					
33	美里町	×					
34	女川町	×					
35	南三陸町	×					
秋田	秋田県	○	H25.4.1				
1	鹿角市	○	H23.4.1	30万円	10万円		
2	大館市	○	H18.10.1	30万円	10万円		見舞金支給条例あり
3	北秋田市	○	H19.4.1	30万円	10万円		
4	能代市	○	H19.4.1	30万円	10万円		
5	男鹿市	○	H20.3.26	30万円	10万円		見舞金支給条例あり
6	潟上市	○	H18.4.1	30万円	10万円		同上
7	秋田市	○	H23.4.1	30万円	10万円		同上
8	由利本荘市	○	H18.9.28	30万円	10万円		同上
9	にかほ市	○	H19.4.1	30万円	10万円		同上
10	大仙市	○	H18.4.1	30万円	10万円		同上

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
11	仙北市	○	H22.9.27	30万円	10万円		同上
12	横手市	○	H18.4.1	30万円	10万円		同上
13	湯沢市	○	H19.4.1	30万円	10万円		
14	小坂町	○	H19.4.1	30万円	10万円		「支援金」、支援金支給条例あり
15	藤里町	○	H18.7.1	30万円	10万円		
16	八峰町	○	H18.9.12	30万円	10万円		
17	三種町	○	H18.7.1	30万円	10万円		
18	五城目町	○	H18.6.16	30万円	10万円		見舞金支給条例あり、 傷害の程度により3段階
19	八郎潟町	○	H18.6.19	30万円	10万円		同上
20	井川町	○	H18.6.21	30万円	10万円		同上
21	美郷町	○	H18.3.10	30万円	10万円		見舞金支給条例あり
22	羽後町	○	H18.4.1	30万円	10万円		
23	上小阿仁村	○	H18.4.1	30万円	10万円		
24	大潟村	○	H18.4.1	30万円	10万円		見舞金支給条例あり、 傷害の程度により3段階
25	東成瀬村	○	H18.4.1	30万円	10万円		
山形	山形県	○	H22.3.19			30万円	山形県犯罪被害者生活資金貸付規則(H20.4.1施行)による。
1	山形市	×					
2	米沢市	×					
3	鶴岡市	×					
4	酒田市	×					
5	新庄市	×					
6	寒河江市	×					
7	上山市	×					
8	村山市	×					
9	長井市	×					
10	天童市	×					
11	東根市	×					
12	尾花沢市	×					
13	南陽市	×					
14	山辺町	×					
15	中山町	×					
16	河北町	×					
17	西川町	×					
18	朝日町	×					
19	大江町	×					
20	大石田町	×					
21	金山町	×					
22	最上町	×					
23	舟形町	×					
24	真室川町	×					
25	大蔵村	×					
26	鮭川村	×					
27	戸沢村	×					
28	高畠町	×					
29	川西町	×					
30	小国町	×					
31	白鷹町	×					
32	飯豊町	×					
33	三川町	×					
34	庄内町	×					
35	遊佐町	×					
福島	福島県	×					
1	福島市	×					
2	会津若松市	×					
3	郡山市	×					
4	いわき市	×					
5	白河市	×					
6	須賀川市	×					
7	喜多方市	×					

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
8	相馬市	×					
9	二本松市	×					
10	田村市	×					
11	南相馬市	×					
12	伊達市	×					
13	本宮市	×					
14	桑折町	×					
15	国見町	×					
16	川俣町	×					
17	大玉村	×					
18	鏡石町	×					
19	天栄村	×					
20	下郷町	×					
21	檜枝岐村	×					
22	只見町	×					
23	南会津町	×					
24	北塩原村	×					
25	西会津町	×					
26	磐梯町	×					
27	猪苗代町	×					
28	会津坂下町	×					
29	湯川村	×					
30	柳津町	×					
31	三島町	×					
32	金山町	×					
33	昭和村	×					
34	会津美里町	×					
35	西郷村	×					
36	泉崎村	×					
37	中島村	×					
38	矢吹町	×					
39	棚倉町	×					
40	矢祭町	×					
41	塙町	×					
42	鮫川村	×					
43	石川町	×					
44	玉川村	×					
45	平田村	×					
46	浅川町	×					
47	古殿町	×					
48	三春町	×					
49	小野町	×					
50	広野町	×					
51	檜葉町	×					
52	富岡町	×					
53	川内村	×					
54	大熊町	×					
55	双葉町	×					
56	浪江町	×					
57	葛尾村	×					
58	新地町	×					
59	飯館村	×					

条例制定状況(関東)

	都県制定状況	市区町村数	制定数	見舞金	貸付金
茨城	×	44	3	3	2
栃木	×	25	0	0	0
群馬	×	35	1	1	0
埼玉	○	62	10	7	0
千葉	×	53	4	5	0
東京	○	62	5	1	3
神奈川	○	30	2	4	0
合計	3	311	25	21	5

※政令指定都市(さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市)を除く

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
茨城	茨城県	×					
1	水戸市	×					
2	日立市	×					
3	土浦市	×					
4	古河市	×					
5	石岡市	×					
6	結城市	×					
7	龍ヶ崎市	×					
8	下妻市	×					
9	常総市	×					
10	常陸太田市	×					
11	高萩市	×					
12	北茨城市	×					
13	笠間市	×					
14	取手市	×					
15	牛久市	×					
16	つくば市	×					
17	ひたちなか市	×					
18	鹿嶋市	×					
19	潮来市	○	H28.12.21	30万円	20万円	20万円	
20	守谷市	×					
21	常陸大宮市	○	H24.7.9	30万円	10万円	20万円	
22	那珂市	×					
23	筑西市	×					
24	坂東市	×					
25	稲敷市	×					
26	かすみがうら市	×					
27	桜川市	×					
28	神栖市	×					
29	行方市	○	H29.4.1	30万円	10万円		
30	鉾田市	×					
31	つくばみらい市	×					
32	小美玉市	×					
33	茨城町	×					
34	大洗町	×					
35	城里町	×					
36	東海村	×					
37	大子町	×					
38	美浦村	×					
39	阿見町	×					
40	河内町	×					
41	八千代町	×					
42	五霞町	×					
43	境町	×					
44	利根町	×					

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
栃木		×					
1	宇都宮市	×					
2	足利市	×					
3	栃木市	×					
4	佐野市	×					
5	鹿沼市	×					
6	日光市	×					
7	小山市	×					
8	真岡市	×					
9	大田原市	×					
10	矢板市	×					
11	那須塩原市	×					
12	さくら市	×					
13	那須烏山市	×					
14	下野市	×					
15	上三川町	×					
16	益子町	×					
17	茂木町	×					
18	市貝町	×					
19	芳賀町	×					
20	壬生町	×					
21	野木町	×					
22	塩谷町	×					
23	高根沢町	×					
24	那須町	×					
25	那珂川町	×					
群馬		×					
1	前橋市	×					
2	高崎市	×					
3	桐生市	×					
4	伊勢崎市	×					
5	太田市	×					
6	沼田市	×					
7	館林市	×					
8	渋川市	×					
9	藤岡市	×					
10	富岡市	×					
11	安中市	×					
12	みどり市	×					
13	榛東村	×					
14	吉岡町	×					
15	上野村	×					
16	神流町	×					
17	下仁田町	×					
18	南牧村	×					
19	甘楽町	×					
20	中之条町	×					
21	長野原町	×					
22	嬭恋村	×					
23	草津町	×					
24	高山村	×					
25	東吾妻町	×					
26	片品村	×					
27	川場村	×					
28	昭和村	×					
29	みなかみ町	×					
30	玉村町	×					
31	板倉町	×					
32	明和町	×					
33	千代田町	×					
34	大泉町	○	R2.6.17	30万円	10万円		
35	邑楽町	×					

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
埼玉	埼玉県	○	H30.3.30				
1	さいたま市	×					
2	川越市	×					
3	熊谷市	○	R2.4.1				
4	川口市	○	R2.4.1				
5	行田市	×					
6	秩父市	×					
7	所沢市	×					
8	飯能市	×					
9	加須市	×					
10	本庄市	×					
11	東松山市	○	H31.4.1				
12	春日部市	○	H31.4.1	30万円	10万円		
13	狭山市	×					
14	羽生市	×					
15	鴻巣市	×					
16	深谷市	×					
17	上尾市	×					
18	草加市	×					
19	越谷市	×					
20	蕨市	×		10万円	10万円		災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例
21	戸田市	○	H29.12.1				
22	入間市	×					
23	朝霞市	×					
24	志木市	×					
25	和光市	×					
26	新座市	×		○			見舞金の額は、犯罪被害被害の程度等を勘案した上で、新座市犯罪被害者支援推進協議会会長が定める
27	桶川市	×					
28	久喜市	○	R2.4.1	30万円	10万円		
29	北本市	×					
30	八潮市	×					
31	富士見市	×					
32	三郷市	×					
33	蓮田市	×					
34	坂戸市	×					
35	幸手市	×					
36	鶴ヶ島市	×					
37	日高市	×					
38	吉川市	×					
39	ふじみ野市	×					
40	白岡市	×					
41	伊奈町	×					
42	三芳町	○	H13.4.1	30万円	3～20万円		「支援金」
43	毛呂山町	×					
44	越生町	×					
45	滑川町	×					
46	嵐山町	○	H12.4.1	30万円	3～20万円		「支援金」
47	小川町	×					
48	川島町	○	R1.12.10	30万円	10万円		
49	吉見町	○	R2.4.1				
50	鳩山町	×					
51	ときがわ町	×					
52	横瀬町	×					
53	皆野町	×					
54	長瀬町	×					
55	小鹿野町	×					
56	東秩父村	×					
57	美里町	×					

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
58	神川町	×					
59	上里町	×					
60	寄居町	×					
61	宮代町	×					
62	杉戸町	×					
63	松伏町	×					
千葉	千葉県	×					
1	千葉市	×					
2	銚子市	×					
3	市川市	×					
4	船橋市	×					
5	館山市	×					
6	木更津市	×					
7	松戸市	×		3万円			弔慰金・災害弔慰金支給条例
8	野田市	×					
9	茂原市	×					
10	成田市	○	H18.3.27	30万円	3～10万円		「支援金」
11	佐倉市	×					
12	東金市	×					
13	旭市	×					
14	習志野市	×					
15	柏市	×					
16	勝浦市	×					
17	市原市	×					
18	流山市	×					
19	八千代市	×					
20	我孫子市	×					
21	鴨川市	×					
22	鎌ヶ谷市	×					
23	君津市	×					
24	富津市	×					
25	浦安市	×					
26	四街道市	×					
27	袖ヶ浦市	×					
28	八街市	×					
29	印西市	○	H29.4.1	30万円	5～10万円		
30	白井市	×					
31	富里市	×					
32	南房総市	×					
33	匝瑳市	×					
34	香取市	×					
35	山武市	×					
36	いすみ市	×					
37	大網白里市	×					
38	酒々井町	×					
39	栄町	×					
40	神崎町	○	H15.4.1	30万円	3～10万円		「支援金」
41	多古町	○	H14.1.1	30万円	3～20万円		「支援金」
42	東庄町	×					
43	九十九里町	×					
44	芝山町	×					
45	横芝光町	×					
46	一宮町	×					
47	睦沢町	×					
48	長生村	×					
49	白子町	×					
50	長柄町	×					
51	長南町	×					
52	大多喜町	×					
53	御宿町	×					
54	鋸南町	×					

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
東京	東京都	○	R2.4.1	30万円	10万円		
	1 千代田区	×					
	2 中央区	×					
	3 港区	×					
	4 新宿区	×					
	5 文京区	×					
	6 台東区	×					
	7 墨田区	×					
	8 江東区	×					
	9 品川区	×					
	10 目黒区	×					
	11 大田区	×					
	12 世田谷区	×					
	13 渋谷区	×					
	14 中野区	○	R2.4.1	30万円	10万円		「支援金」
	15 杉並区	○	H18.4.1			30万円	
	16 豊島区	×					
	17 北区	×					
	18 荒川区	×					
	19 板橋区	×					
	20 練馬区	×					
	21 足立区	×					
	22 葛飾区	×					
	23 江戸川区	×					
	24 八王子市	×					
	25 立川市	×					
	26 武蔵野市	×					
	27 三鷹市	×					
	28 青梅市	×					
	29 府中市	×					
	30 昭島市	×					
	31 調布市	×					
	32 町田市	×					
	33 小金井市	×					
	34 小平市	×					
	35 日野市	○	H15.7.1				
	36 東村山市	×					
	37 国分寺市	○	H25.2.1			50万円	金融機関への貸付あっせん制度
	38 国立市	×					
	39 福生市	×					
	40 狛江市	×					
	41 東大和市	×					
	42 清瀬市	×					
	43 東久留米市	×					
	44 武蔵村山市	×					
	45 多摩市	○	H21.4.1			10万円	
	46 稲城市	×					
	47 羽村市	×					
	48 あきる野市	×					
	49 西東京市	×					
	50 瑞穂町	×					
	51 日の出町	×					
	52 檜原村	×					
	53 奥多摩町	×					
	54 大島町	×					
	55 利島村	×					
	56 新島村	×					
	57 神津島村	×					
	58 三宅村	×					
	59 御蔵島村	×					
	60 八丈町	×					
	61 青ヶ島村	×					
	62 小笠原村	×					

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
神奈川	神奈川県	○	H21.4.1			100万円 (死亡又は重症病)／30万円	
1	横浜市	○	H31.4.1	30万円	10万円		性犯罪被害5万円
2	川崎市	×					
3	相模原市	×					
4	横須賀市	×					
5	平塚市	×					
6	鎌倉市	×					
7	藤沢市	×					
8	小田原市	×					
9	茅ヶ崎市	○	H27.11.25	50万円	10万円		性犯罪被害5万円
10	逗子市	×					
11	三浦市	×					
12	秦野市	×		10万円	3万円		小災害見舞金等支給要綱
13	厚木市	×					
14	大和市	×					
15	伊勢原市	×					
16	海老名市	×					
17	座間市	×		30万円(20歳以上死亡)／ 20万円(20歳未満死亡)	2～6万円		災害見舞金支給条例
18	南足柄市	×					
19	綾瀬市	×					
20	葉山町	×					
21	寒川町	○	H15.4.1	50万円	10万円		支援金
22	大磯町	×					
23	二宮町	×					
24	中井町	×					
25	大井町	×					
26	松田町	×					
27	山北町	×					
28	開成町	×					
29	箱根町	×					
30	真鶴町	×					
31	湯河原町	×					
32	愛川町	×					
33	清川村	×					

条例制定状況(中部)

	県制定状況	市町村数	制定数	見舞金	貸付金
新潟	×	29	0	0	0
富山	○	15	0	1	0
石川	×	19	3	15	0
福井	×	17	1	1	0
山梨	×	27	1	1	0
長野	×	77	1	1	0
岐阜	×	42	42	37	1
静岡	○	33	6	5	0
愛知	×	53	0	1	0
三重	○	29	2	2	0
合計	3	341	56	64	1

※政令指定都市(新潟市, 静岡市, 浜松市, 名古屋市)を除く

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
新潟	新潟県	×					R2.12.18制定、R3.4.1施行予定
	1 新潟市	×					
	2 長岡市	×					
	3 三条市	×					
	4 柏崎市	×					
	5 新発田市	×					
	6 小千谷市	×					
	7 加茂市	×					
	8 十日町市	×					
	9 見附市	×					
	10 村上市	×					
	11 燕市	×					
	12 糸魚川市	×					
	13 妙高市	×					
	14 五泉市	×					
	15 上越市	×					
	16 阿賀野市	×					
	17 佐渡市	×					
	18 魚沼市	×					
	19 南魚沼市	×					
	20 胎内市	×					
	21 聖籠町	×					
	22 弥彦村	×					
	23 田上町	×					
	24 阿賀町	×					
	25 出雲崎町	×					
	26 湯沢町	×					
	27 津南町	×					
	28 刈羽村	×					
	29 関川村	×					
	30 粟島浦村	×					
富山	富山県	○	H29.4.1				
	1 富山市	×		30万円	10万円		要綱(R2.10.1)
	2 高岡市	×					
	3 魚津市	×					
	4 氷見市	×					
	5 滑川市	×					
	6 黒部市	×					
	7 砺波市	×					
	8 小矢部市	×					
	9 南砺市	×					
	10 射水市	×					
	11 舟橋村	×					
	12 上市町	×					
	13 立山町	×					
	14 入善町	×					
	15 朝日町	×					

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
石川	石川県	×					
1	金沢市	×		30万円	10万円		要綱
2	七尾市	×					
3	小松市	×		30万円	10万円		要綱(H27.4)
4	輪島市	×					
5	珠洲市	×		30万円	10万円		
6	加賀市	○	H26.4.1	30万円	10万円		
7	羽咋市	×		30万円	10万円		要綱
8	かほく市	×		30万円	10万円		
9	白山市	×		30万円	10万円		
10	能美市	×		30万円	10万円		
11	野々市市	○	H25.4.1	30万円	10万円		要綱(H26.3.26)
12	川北町	×					
13	津幡町	×		30万円	10万円		
14	内灘町	×		30万円	10万円		要綱(H26.3.28)
15	志賀町	×		30万円	10万円		要綱(H26.3.20)
16	宝達志水町	×		30万円	10万円		要綱(H26.3.25)
17	中能登町	×		30万円	10万円		要綱(H23.11.10)
18	穴水町	×					
19	能登町	○	H24.4.1	30万円	10万円		要綱(H24.3.16)
福井	福井県	×					
1	福井市	×					
2	敦賀市	×					
3	小浜市	×					
4	大野市	×					
5	勝山市	×					
6	鯖江市	×					
7	あわら市	×					
8	越前市	○	H24.4.1	30万円	10万円		支給規則(H24.3.23)
9	坂井市	×					
10	永平寺町	×					
11	池田町	×					
12	南越前町	×					
13	越前町	×					
14	美浜町	×					
15	高浜町	×					
16	おおい町	×					
17	若狭町	×					
山梨	山梨県	×					
1	甲府市	×					
2	富士吉田市	×					
3	都留市	×					
4	山梨市	×					
5	大月市	×					
6	韮崎市	○	H21.3.23	50万円	10万円		
7	南アルプス市	×					
8	北杜市	×					
9	甲斐市	×					
10	笛吹市	×					
11	上野原市	×					
12	甲州市	×					
13	中央市	×					
14	市川三郷町	×					
15	早川町	×					
16	身延町	×					
17	南部町	×					
18	富士川町	×					
19	昭和町	×					
20	道志村	×					
21	西桂町	×					
22	忍野村	×					
23	山中湖村	×					
24	鳴沢村	×					
25	富士河口湖町	×					
26	小菅村	×					
27	丹波山村	×					

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
長野	長野県	×					
1	長野市	×					
2	松本市	×					
3	上田市	×					
4	岡谷市	×					
5	飯田市	×					
6	諏訪市	×					
7	須坂市	×					
8	小諸市	×					
9	伊那市	×					
10	駒ヶ根市	×					
11	中野市	×					
12	大町市	×					
13	飯山市	×					
14	茅野市	×					
15	塩尻市	×					
16	佐久市	×					
17	千曲市	×					
18	東御市	×					
19	安曇野市	×					
20	小海町	×					
21	川上村	×					
22	南牧村	×					
23	南相木村	×					
24	北相木村	×					
25	佐久穂町	×					
26	軽井沢町	×					
27	御代田町	×					
28	立科町	×					
29	青木村	×					
30	長和町	×					
31	下諏訪町	×					
32	富士見町	×					
33	原村	×					
34	辰野町	×					
35	箕輪町	×					
36	飯島町	×					
37	南箕輪村	×					
38	中川村	×					
39	宮田村	×					
40	松川町	×					
41	高森町	×					
42	阿南町	×					
43	阿智村	×					
44	平谷村	×					
45	根羽村	×					
46	下條村	×					
47	売木村	×					
48	天龍村	×					
49	泰阜村	×					
50	喬木村	×					
51	豊丘村	×					
52	大鹿村	×					
53	上松町	×					
54	南木曽町	×					
55	木祖村	×					
56	王滝村	×					
57	大桑村	×					
58	木曽町	×					
59	麻績村	×					
60	生坂村	×					
61	山形村	×					
62	朝日村	×					
63	筑北村	×					
64	池田町	×					
65	松川村	×					
66	白馬村	×					
67	小谷村	×					

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
68	坂城町	○	R2.9.18	30万円	10万円		
69	小布施町	×					
70	高山村	×					
71	山ノ内町	×					
72	木島平村	×					
73	野沢温泉村	×					
74	信濃町	×					
75	小川村	×					
76	飯綱町	×					
77	栄村	×					
岐阜	岐阜県	×		○			激励金
1	岐阜市	○	R2.1.1	30万円	10万円		要綱
2	大垣市	○	R2.4.1	30万円	10万円		
3	高山市	○	H31.4.1	30万円	10万円		
4	多治見市	○	R1.10.1	30万円	10万円		要綱
5	関市	○	H31.4.1	30万円	10万円		
6	中津川市	○	H31.4.1	30万円	10万円		
7	美濃市	○	H31.4.1	30万円	10万円		
8	瑞浪市	○	H31.4.1	30万円	10万円		規則
9	羽島市	○	H30.9.21	30万円	10万円		
10	恵那市	○	H31.4.1	30万円	10万円		
11	美濃加茂市	○	H31.4.1	30万円	10万円		
12	土岐市	○	R1.9.27	30万円	10万円		要綱
13	各務原市	○	H31.4.1	30万円	10万円		
14	可児市	○	H31.4.1	30万円	10万円		規則
15	山県市	○	H31.4.1	30万円	10万円		規則
16	瑞穂市	○	H31.4.1				
17	飛騨市	○	R2.4.1				
18	本巣市	○	H31.4.1				
19	郡上市	○	H30.12.20	30万円	10万円		
20	下呂市	○	H31.4.1	30万円	10万円		要綱
21	海津市	○	H30.12.14				
22	岐南町	○	H31.4.1	30万円	10万円		
23	笠松町	○	H30.10.1	30万円	10万円		
24	養老町	○	H31.4.1	30万円	10万円		規則
25	垂井町	○	H31.4.1	30万円	10万円		
26	関ヶ原町	○	H31.4.1	30万円	10万円		
27	神戸町	○	H30.12.13	30万円	10万円		
28	輪之内町	○	H30.10.1	30万円	10万円		規則
29	安八町	○	H30.12.14	30万円	10万円		規則
30	揖斐川町	○	H30.9.11	30万円	10万円		
31	大野町	○	H30.9.14	30万円	10万円		規則
32	池田町	○	H30.9.13	30万円	10万円		規則
33	北方町	○	H31.4.1				
34	坂祝町	○	H30.12.14	30万円	10万円		規則
35	富加町	○	H31.1.1	30万円	10万円		規則
36	川辺町	○	H31.1.1	30万円	10万円		規則
37	七宗町	○	H30.10.1	30万円	10万円		規則
38	八百津町	○	H31.1.1	30万円	10万円		規則
39	白川町	○	H31.1.1	30万円	10万円		規則
40	東白川村	○	H31.1.1	30万円	10万円		
41	御嵩町	○	H31.4.1	30万円	10万円		
42	白川村	○	H31.4.1	30万円	10万円		
静岡	静岡県	○	H27.4.1				
1	静岡市	×					
2	浜松市	×					
3	沼津市	×					
4	熱海市	×					
5	三島市	×					
6	富士宮市	×					
7	伊東市	×					
8	島田市	○	R2.8.1	30万円	10万円		
9	富士市	×					

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
10	磐田市	×					
11	焼津市	×					
12	掛川市	×					
13	藤枝市	○	H29.4.1	30万円	5万円		
14	御殿場市	×					
15	袋井市	×					
16	下田市	×					
17	裾野市	○	H31.4.1				
18	湖西市	○	R2.4.1	30万円	5万円		
19	伊豆市	×					
20	御前崎市	×					
21	菊川市	○	R2.4.1	30万円	5万円		規則
22	伊豆の国市	×					
23	牧之原市	×					
24	東伊豆町	×					
25	河津町	×					
26	南伊豆町	×					
27	松崎町	×					
28	西伊豆町	×					
29	函南町	×					
30	清水町	×					
31	長泉町	○	H30.10.1	30万円	10万円		
32	小山町	×					
33	吉田町	×					
34	川根本町	×					
35	森町	×					
愛知	愛知県	×					
1	名古屋市	○	H30.4.1	30万円	10万円		見舞金150万円(債務名義あり)、性犯罪被害者支援金10万円
2	豊橋市	×					
3	岡崎市	×					
4	一宮市	×					
5	瀬戸市	×					
6	半田市	×					
7	春日井市	×					
8	豊川市	×					
9	津島市	×					
10	碧南市	×					
11	刈谷市	×					
12	豊田市	×					
13	安城市	×					
14	西尾市	×					
15	蒲郡市	×					
16	犬山市	×		15万円	5万円		交通災害及び被害者見舞金支給条例
17	常滑市	×					
18	江南市	×					
19	小牧市	×					
20	稲沢市	×					
21	新城市	×					
22	東海市	×					
23	大府市	×					
24	知多市	×					
25	知立市	×					
26	尾張旭市	×					
27	高浜市	×					
28	岩倉市	×					
29	豊明市	×					
30	日進市	×					
31	田原市	×					
32	愛西市	×					
33	清須市	×					

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
34	北名古屋市	×					
35	弥富市	×					
36	みよし市	×					
37	あま市	×					
38	長久手市	×					
39	東郷町	×					
40	豊山町	×					
41	大口町	×					
42	扶桑町	×					
43	大治町	×					
44	蟹江町	×					
45	飛島村	×					
46	阿久比町	×					
47	東浦町	×					
48	南知多町	×					
49	美浜町	×					
50	武豊町	×					
51	幸田町	×					
52	設楽町	×					
53	東栄町	×					
54	豊根村	×					
三重	三重県	○	H31.4.1	60万円	20万円		精神療養見舞金5万円
1	津市	×					
2	四日市市	○	R1.10.4	30万円	10万円		
3	伊勢市	×					
4	松阪市	×					
5	桑名市	×					
6	鈴鹿市	×					
7	名張市	×					
8	尾鷲市	×					
9	亀山市	×					
10	鳥羽市	×					
11	熊野市	×					
12	いなべ市	×					
13	志摩市	×					
14	伊賀市	×					
15	木曽岬町	×					
16	東員町	×					
17	菰野町	×					
18	朝日町	×					
19	川越町	×					
20	多気町	×					
21	明和町	×					
22	大台町	×					
23	玉城町	×					
24	度会町	×					
25	大紀町	○	R2.4.1	30万円	10万円		精神療養支援金2万5000円
26	南伊勢町	×					
27	紀北町	×					
28	御浜町	×					
29	紀宝町	×					

条例制定状況(近畿)

	府県制定状況	市町村数	制定数	見舞金	貸付金
滋賀	○	19	17	19	0
京都	×	25	25	25	1
大阪	○	41	1	4	0
兵庫	×	40	36	36	1
奈良	○	39	36	36	2
和歌山	○	30	2	2	0
合計	4	194	117	122	4

※政令指定都市(大阪市、堺市、京都市、神戸市)を除く

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
滋賀	滋賀県	○	H30.4.1				
1	大津市	×	H15.4.1	30万円	10万円		見舞金支給条例
2	彦根市	○	H12.9.29	30万円	10万円		
3	長浜市	×	H18.2.13	30万円	10万円		見舞金支給要綱、長浜市防犯推進条例10条
4	近江八幡市	○	H22.3.21	30万円	10万円		
5	草津市	○	H14.3.25	30万円	10万円		
6	守山市	○	H14.4.1	30万円	10万円		
7	栗東市	○	H13.10.1	30万円	10万円		
8	甲賀市	○	H17.1.1	30万円	10万円		
9	野洲市	○	H16.10.1	30万円	10万円		支援金
10	湖南市	○	H16.10.1	30万円	10万円		
11	高島市	○	H29.6.28	30万円	10万円		
12	東近江市	○	H17.2.11	30万円	10万円		
13	米原市	○	H18.4.1	30万円	10万円		
14	日野町	○	H15.4.1	30万円	10万円		
15	竜王町	○	H12.4.1	30万円	20万円		傷害の程度により3段階
16	愛荘町	○	H18.2.13	30万円	10万円		
17	豊郷町	○	H29.4.1	30万円	10万円		
18	甲良町	○	H27.4.1	30万円	10万円		
19	多賀町	○	H29.4.1	30万円	10万円		
京都	京都府	×					
1	京都市	○	H23.4.1	30万円			生活資金の給付
2	福知山市	○	H24.4.1	30万円	10万円		
3	舞鶴市	○	H23.6.28	30万円	10万円		
4	綾部市	○	H24.4.1	30万円	10万円		
5	宇治市	○	H22.4.1	30万円	10万円		
6	宮津市	○	H23.4.1	30万円	10万円		
7	亀岡市	○	H24.4.1	30万円	10万円		
8	城陽市	○	H22.10.1	30万円	10万円		
9	向日市	○	H25.4.1	30万円	10万円		
10	長岡京市	○	H23.1.1	30万円	10万円		
11	八幡市	○	H24.6.28	30万円	10万円		
12	京田辺市	○	H23.9.26	30万円	10万円		
13	京丹後市	○	H24.4.1	30万円	10万円		
14	南丹市	○	H26.4.1	30万円	10万円		
15	木津川市	○	H24.4.1	30万円	10万円		
16	大山崎町	○	H24.10.1	30万円	10万円		
17	久御山町	○	H21.4.1	30万円	10万円	30万円	
18	井手町	○	H23.7.1	30万円	10万円		
19	宇治田原町	○	H23.6.20	30万円	10万円		
20	笠置町	○	H26.4.1	30万円	10万円		
21	和束町	○	H26.4.1	30万円	10万円		
22	精華町	○	H25.9.1	30万円	10万円		
23	南山城村	○	H25.10.1	30万円	10万円		
24	京丹波町	○	H26.1.3	30万円	10万円		
25	伊根町	○	H23.4.1	30万円	10万円		
26	与謝野町	○	H23.1.1	30万円	10万円		

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
大阪	大阪府	○	H31.4.1				
1	大阪市	○	R2.4.1	30万円	10万円		性犯罪被害見舞金(10万円)あり
2	堺市	○	H25.4.1	-			
3	岸和田市	×					
4	豊中市	×					
5	池田市	×	H11.4.1	20万円	3万円		災害見舞金等支給条例
6	吹田市	×					
7	泉大津市	×					
8	高槻市	×	S56.4.1	10万円	3万円		災害見舞金等支給条例
9	貝塚市	×					
10	守口市	×					
11	枚方市	×					
12	茨木市	×					
13	八尾市	×					
14	泉佐野市	×					
15	富田林市	×					
16	寝屋川市	×					
17	河内長野市	×					
18	松原市	×		5万円			災害見舞金等支給条例
19	大東市	×					
20	和泉市	×					
21	箕面市	×					
22	柏原市	×					
23	羽曳野市	×					
24	門真市	×					
25	摂津市	○	H20.7.1	30万円	10万円		
26	高石市	×					
27	藤井寺市	×					
28	東大阪市	×					
29	泉南市	×					
30	四条畷市	×					
31	交野市	×					
32	大阪狭山市	×					
33	阪南市	×					
34	島本町	×					
35	豊能町	×					
36	能勢町	×					
37	忠岡町	×					
38	熊取町	×					
39	田尻町	×					
40	岬町	×					
41	太子町	×					
42	河南町	×					
43	千早赤阪村	×					
兵庫	兵庫県						
1	神戸市	○	H25.4.1	50万円	15万円		支援金
2	姫路市	○	H23.4.1	30万円	10万円		
3	尼崎市	○	H27.7.1	30万円	10万円		
4	明石市	○	H23.4.1	40万円	20万円	50万円	特別給付金(20万円)、立替支援金(300万円)、H26.4.1、H30.4.1、R2.4.1各改正、あかし被害者基金条例(R2.4.1)
5	西宮市	○	H28.4.1	30万円	10万円		
6	洲本市	○	R2.4.1	30万円	10万円		
7	芦屋市	○	H28.4.1	30万円	10万円		
8	伊丹市	○	H31.4.1	30万円	10万円		支援金
9	相生市	○	H17.6.27	30万円	10万円		
10	豊岡市	○	H30.4.1	30万円	10万円		
11	加古川市	○	H29.4.1	30万円	10万円		
12	赤穂市	○	H18.4.1	30万円	10万円		
13	西脇市	○	H31.4.1	30万円	10万円		
14	宝塚市	○	H17.4.1	30万円	10万円		H31.4.1全部改正、国外居住者も対象

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
15	三木市	○	H25.4.1	30万円	10万円		
16	高砂市	×					
17	川西市	○	R2.4.1	30万円	10万円		
18	小野市	○	H28.10.1	30万円	10万円		
19	三田市	○	H29.4.1	30万円	10万円		
20	加西市	○	H31.1.1	30万円	10万円		
21	丹波篠山市	○	H23.7.1				
22	養父市	○	H28.10.1	30万円	10万円		
23	丹波市	○	H20.10.1	30万円	10万円		
24	南あわじ市	○	R2.4.1	30万円	10万円		
25	朝来市	○	H30.4.1	30万円	10万円		
26	淡路市	○	H31.4.1	30万円	10万円		
27	宍粟市	×	H27.4.1	10万円	1万円		災害等見舞金支給規則
28	加東市	○	H31.4.1	30万円	10万円		
29	たつの市	○	H17.10.1	30万円	10万円		
30	猪名川町	○	R2.4.1	30万円	10万円		
31	多可町	○	H31.4.1	30万円	10万円		
32	稲美町	○	H30.4.1	30万円	10万円		
33	播磨町	○	R2.4.1	60万円	20万円		
34	市川町	○	R2.4.1	30万円	10万円		
35	福崎町	○	R2.4.1	30万円	10万円		
36	神河町	○	R1.12.9	30万円	10万円		
37	太子町	○	H21.4.1	30万円	10万円		
38	上郡町	○	H29.3.10	30万円	10万円		
39	佐用町	○	H22.4.1	30万円	10万円		
40	香美町	×					
41	新温泉町	×					
奈良	奈良県	○	H28.4.1				
1	奈良市	○	H31.4.1	30万円	10万円		
2	大和高田市	×					
3	大和郡山市	○	H28.4.1	30万円	10万円	50万円	
4	天理市	○	H29.4.1	30万円	10万円	50万円	
5	橿原市	○	H30.4.1	30万円	10万円		
6	桜井市	○	R2.4.1	30万円	10万円		
7	五條市	○	H31.4.1	30万円	10万円		
8	御所市	×					
9	生駒市	○	H31.4.1	30万円	10万円		
10	香芝市	○	R2.4.1	30万円	10万円		
11	葛城市	×					
12	宇陀市	○	R2.4.1	30万円	10万円		
13	山添村	○	H29.4.1	30万円	10万円		
14	平群町	○	H30.4.1	30万円	10万円		
15	三郷町	○	H30.4.1	30万円	10万円		
16	斑鳩町	○	H30.4.1	30万円	10万円		
17	安堵町	○	H30.4.1	30万円	10万円		
18	川西町	○	H29.4.1	30万円	10万円		
19	三宅町	○	H29.4.1	30万円	10万円		
20	田原本町	○	H29.4.1	30万円	10万円		
21	曽爾村	○	R2.4.1	30万円	10万円		
22	御杖村	○	R2.4.1	30万円	10万円		
23	高取町	○	H30.4.1	30万円	10万円		
24	明日香村	○	H30.4.1	30万円	10万円		
25	上牧町	○	H30.4.1	30万円	10万円		
26	王寺町	○	H30.4.1	30万円	10万円		
27	広陵町	○	R2.4.1	30万円	10万円		
28	河合町	○	H30.4.1	30万円	10万円		
29	吉野町	○	R2.4.1	30万円	10万円		
30	大淀町	○	R2.4.1	30万円	10万円		
31	下市町	○	R2.4.1	30万円	10万円		
32	黒滝村	○	R2.4.1	30万円	10万円		

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
33	天川村	○	R2.4.1	30万円	10万円		
34	野迫川村	○	H31.4.1	30万円	10万円		
35	十津川村	○	H31.4.1	30万円	10万円		
36	下北山村	○	R2.4.1	30万円	10万円		
37	上北山村	○	R2.4.1	30万円	10万円		
38	川上村	○	R2.4.1	30万円	10万円		
39	東吉野村	○	R2.4.1	30万円	10万円		
和歌山	和歌山県	○	H31.4.1			100万円	
1	和歌山市	○	R2.4.1	30万円	10万円		
2	海南市	×					
3	橋本市	×					
4	有田市	×					
5	御坊市	×					
6	田辺市	×					
7	新宮市	×					
8	紀の川市	×					
9	岩出市	×					
10	紀美野町	×					
11	かつらぎ町	×					
12	九度山町	×					
13	高野町	×					
14	湯浅町	×					
15	広川町	×					
16	有田川町	×					
17	美浜町	×					
18	日高町	×					
19	由良町	×					
20	印南町	×					
21	みなべ町	×					
22	日高川町	×					
23	白浜町	×					
24	上富田町	○	H29.4.1	30万円	10万円		
25	すさみ町	×					
26	那智勝浦町	×					
27	太地町	×					
28	古座川町	×					
29	北山村	×					
30	串本町	×					

条例制定状況(中国)

	県制定状況	市町村数	制定数	見舞金	貸付金
鳥取	×	19	0	0	0
島根	×	19	0	0	0
岡山	○	26	26	5	0
広島	×	22	8	10	0
山口	×	19	6	1	0
合計	1	105	40	16	0

※政令指定都市(岡山市、広島市)を除く

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
鳥取	鳥取県	×					
1	鳥取市	×					
2	米子市	×					
3	倉吉市	×					
4	境港市	×					
5	岩美町	×					
6	若桜町	×					
7	智頭町	×					
8	八頭町	×					
9	三朝町	×					
10	湯梨浜町	×					
11	琴浦町	×					
12	北栄町	×					
13	日吉津村	×					
14	大山町	×					
15	南部町	×					
16	伯耆町	×					
17	日南町	×					
18	日野町	×					
19	江府町	×					
島根	島根県	×					
1	松江市	×					
2	浜田市	×					
3	出雲市	×					
4	益田市	×					
5	大田市	×					
6	安来市	×					
7	江津市	×					
8	雲南市	×					
9	奥出雲町	×					
10	飯南町	×					
11	川本町	×					
12	美郷町	×					
13	邑南町	×					
14	津和野町	×					
15	吉賀町	×					
16	海士町	×					
17	西ノ島町	×					
18	知夫村	×					
19	隠岐の島町	×					
岡山	岡山県	○	H23.4.1				
1	岡山市	○	H23.4.1				
2	倉敷市	○	H24.4.1				
3	津山市	○	H24.4.1				
4	玉野市	○	H24.4.1				
5	笠岡市	○	H24.4.1				
6	井原市	○	H24.4.1				
7	総社市	○	H23.4.1	30万円	10万円		「支援金」、支援条例とは別に、「支援金の支給に関する条例」あり
8	高梁市	○	H24.4.1				
9	新見市	○	H24.1.1				
10	備前市	○	H23.10.1	30万円	10万円		「支援金」、金額及び具体的な支給要件は規則で定められている。
11	瀬戸内市	○	H24.1.1	30万円	10万円		「支援金」、支援条例とは別に、「支援金の支給に関する条例」あり

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
12	赤磐市	○	H24.4.1				
13	真庭市	○	H24.4.1				
14	美作市	○	H24.4.1				
15	浅口市	○	H24.4.1				
16	和気町	○	H23.10.1	30万円	10万円		「支援金」、金額及び具体的な支給要件は規則で定められている。
17	早島町	○	H23.10.5				
18	里庄町	○	H23.10.1				
19	矢掛町	○	H23.10.1				
20	新庄村	○	H23.6.27				
21	鏡野町	○	H23.9.29				
22	勝央町	○	H23.12.20				
23	奈義町	○	H23.9.6				
24	西粟倉村	○	H23.6.22				
25	久米南町	○	H23.12.22				
26	美咲町	○	H31.4.1	30万円	10万円		「支援金」、金額及び具体的な支給要件は規則で定められている。
27	吉備中央町	○	H23.9.22				
広島	広島県	×					
	1 広島市	×					
	2 呉市	○	H28.4.1	30万円	10万円		
	3 竹原市	×					
	4 三原市	×					
	5 尾道市	×					
	6 福山市	×					
	7 府中市	○	H29.1.1	30万円	10万円		
	8 三次市	○	H31.4.1	30万円	10万円		
	9 庄原市	○	H30.4.1	30万円	10万円		
	10 大竹市	○	H29.4.1	30万円	10万円		
	11 東広島市	×					
	12 廿日市市	×	H31.4.1(要綱)	30万円	10万円		犯罪被害者見舞金支給要綱
	13 安芸高田市	○	H29.4.1	30万円	10万円		
	14 江田島市	○	H29.4.1	30万円	10万円		
	15 府中町	×	R.2.4.1(要綱)	30万円	10万円		犯罪被害者等見舞金支給要綱
	16 海田町	×					
	17 熊野町	×					
	18 坂町	×					
	19 安芸太田町	×					
	20 北広島町	×					
	21 大崎上島町	×					
	22 世羅町	×					
	23 神石高原町	○	H29.4.1	30万円	10万円		
山口	山口県	×					
	1 下関市	×					
	2 宇部市	×					
	3 山口市	×					
	4 萩市	×					
	5 防府市	○	H25.4.1	30万円	10万円		「支援金」
	6 下松市	×					
	7 岩国市	×					
	8 光市	×					
	9 長門市	×					
	10 柳井市	○	H28.10.1				
	11 美祢市	×					
	12 周南市	×					
	13 山陽小野田市	×					
	14 周防大島町	○	H28.10.1				
	15 和木町	×					
	16 上関町	○	H27				
	17 田布施町	○	H28.10.1				
	18 平生町	○	H28.10.1				
	19 阿武町	×					

条例制定状況(四国)

	県制定状況	市町村数	制定数	見舞金	貸付金
徳島	×	24	0	0	0
香川	×	17	0	0	0
愛媛	×	20	0	0	0
高知	○	34	0	0	0
合計	1	95	0	0	0

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
徳島	徳島県	×					R2.12.18制定、R3.4.1施行予定
	1 徳島市	×					
	2 鳴門市	×					
	3 小松島市	×					
	4 阿南市	×					
	5 吉野川市	×					
	6 阿波市	×					
	7 美馬町	×					
	8 三好町	×					
	9 勝浦町	×					
	10 上勝町	×					
	11 佐那河内村	×					
	12 石井町	×					
	13 神山町	×					
	14 那賀町	×					
	15 牟岐町	×					
	16 美波町	×					
	17 海陽町	×					
	18 松茂町	×					
	19 北島町	×					
	20 藍住町	×					
	21 板野町	×					
	22 上板町	×					
	23 つるぎ町	×					
	24 東みよし町	×					
香川	香川県	×					R2.12.15制定、R3.4.1施行予定
	1 高松市	×					
	2 丸亀市	×					
	3 坂出市	×					
	4 善通寺市	×					
	5 観音寺市	×					
	6 さぬき市	×					
	7 東かがわ市	×					
	8 三豊市	×					
	9 土庄町	×					
	10 小豆島町	×					
	11 三木町	×					
	12 直島町	×					
	13 宇多津町	×					
	14 綾川町	×					
	15 琴平町	×					
	16 多度津町	×					
	17 まんのう町	×					
愛媛	愛媛県	×					
	1 松山市	×					
	2 今治市	×					
	3 宇和島市	×					
	4 八幡浜市	×					
	5 新居浜市	×					
	6 西条市	×					
	7 大洲市	×					

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
8	伊予市	×					
9	四国中央市	×					
10	西予市	×					
11	東温市	×					
12	上島町	×					
13	久万高原町	×					
14	松前町	×					
15	砥部町	×					
16	内子町	×					
17	伊方町	×					
18	松野町	×					
19	鬼北町	×					
20	愛南町	×					
高知	高知県	○	R2.4.1				
1	高知市	×					
2	室戸市	×					
3	安芸市	×					
4	南国市	×					
5	土佐市	×					
6	須崎市	×					
7	宿毛市	×					
8	土佐清水市	×					
9	四万十市	×					
10	香南市	×					
11	香美市	×					
12	東洋町	×					
13	奈半利町	×					
14	田野町	×					
15	安田町	×					
16	北川村	×					
17	馬路村	×					
18	芸西村	×					
19	本山町	×					
20	大豊町	×					
21	土佐町	×					
22	大川村	×					
23	いの町	×					
24	仁淀川町	×					
25	中土佐町	×					
26	佐川町	×					
27	越知町	×					
28	梶原町	×					
29	日高村	×					
30	津野町	×					
31	四万十町	×					
32	大月町	×					
33	三原村	×					
34	黒潮町	×					

条例制定状況(九州)

	県制定状況	市町村数	制定数	見舞金	貸付金
福岡	○	58	3	3	0
佐賀	○	20	20	20	0
長崎	○	21	15	15	0
熊本	×	44	2	1	0
大分	○	18	18	18	0
宮崎	×	26	0	0	0
鹿児島	×	43	0	0	0
沖縄	×	41	0	0	0
合計	4	271	58	57	0

※政令指定都市(福岡市, 北九州市, 熊本市)を除く

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
福岡	福岡県	○	H30.3.30				
1	北九州市	×					
2	福岡市	×					
3	大牟田市	×					
4	久留米市	×					
5	直方市	×					
6	飯塚市	×					
7	田川市	×					
8	柳川市	○	R2.1.1	30万円	10万円		
9	八女市	×					
10	筑後市	×					
11	大川市	×					
12	行橋市	×					
13	豊前市	×					
14	中間市	×					
15	小郡市	×					
16	筑紫野市	×					
17	春日市	×					
18	大野城市	×					
19	宗像市	○	H16.4.1	30万円	10万円		
20	太宰府市	×					
21	古賀市	×					
22	福津市	×					
23	うきは市	×					
24	宮若市	×					
25	嘉麻市	×					
26	朝倉市	×					
27	みやま市	○	R2.1.1	30万円	10万円		
28	糸島市	×					
29	那珂川市	×					
30	宇美町	×					
31	篠栗町	×					
32	志免町	×					
33	須恵町	×					
34	新宮町	×					
35	久山町	×					
36	粕屋町	×					
37	芦屋町	×					
38	水巻町	×					
39	岡垣町	×					
40	遠賀町	×					
41	小竹町	×					
42	鞍手町	×					
43	桂川町	×					
44	筑前町	×					
45	東峰村	×					

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
46	大刀洗町	×					
47	大木町	×					
48	広川町	×					
49	香春町	×					
50	添田町	×					
51	糸田町	×					
52	川崎町	×					
53	大任町	×					
54	赤村	×					
55	福智町	×					
56	苅田町	×					
57	みやこ町	×					
58	吉富町	×					
59	上毛町	×					
60	築上町	×					
佐賀	佐賀県	○	H29.4.1				
1	佐賀市	○	H29.10.1	30万円	10万円		
2	唐津市	○	H29.4.1	30万円	10万円		
3	鳥栖市	○	H29.10.1	30万円	10万円		
4	多久市	○	H29.4.1	30万円	10万円		
5	伊万里市	○	H29.4.1	30万円	10万円		
6	武雄市	○	H29.4.1	30万円	10万円		
7	鹿島市	○	H29.4.1	30万円	10万円		
8	小城市	○	H29.4.1	30万円	10万円		
9	嬉野市	○	H29.4.1	30万円	10万円		
10	神埼市	○	H29.4.1	30万円	10万円		
11	吉野ヶ里町	○	H29.4.1	30万円	10万円		
12	基山町	○	H28.10.1	30万円	10万円		
13	上峰町	○	H28.10.1	30万円	10万円		
14	みやき町	○	H28.7.1	30万円	10万円		
15	玄海町	○	H28.10.1	30万円	10万円		
16	有田町	○	H29.4.1	30万円	10万円		
17	大町町	○	H28.10.1	30万円	10万円		
18	江北町	○	H29.4.1	30万円	10万円		
19	白石町	○	H29.4.1	30万円	10万円		
20	太良町	○	H28.10.1	30万円	10万円		
長崎	長崎県	○	H29.4.1				
1	長崎市	×					
2	佐世保市	○	H30.4.1	30万円	10万円		
3	島原市	○	R1.7.12	30万円	10万円		
4	諫早市	×					
5	大村市	×					
6	平戸市	×					
7	松浦市	○	R2.6.26	30万円	10万円		規則、重傷病見舞金を受けた人が死亡した場合の遺族見舞金は20万円
8	対馬市	×					
9	壱岐市	○	H31.4.1	30万円	10万円		
10	五島市	○	R2.4.1	30万円	10万円		
11	西海市	○	R1.12.24	30万円	10万円		
12	雲仙市	○	R2.4.1	30万円	10万円		
13	南島原市	○	R2.4.1	30万円	10万円		
14	長与町	○	R2.4.1	30万円	10万円		
15	時津町	○	R2.4.1	30万円	10万円		
16	東彼杵町	○	R2.4.1	30万円	10万円		
17	川棚町	○	R2.4.1	30万円	10万円		
18	波佐見町	○	R2.4.1	30万円	10万円		
19	小値賀町	○	R2.4.1	30万円	10万円		
20	佐々町	○	R2.4.1	30万円	10万円		
21	新上五島町	○	R2.4.1	30万円	10万円		

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
熊本	熊本県	×					R2.12.15制定
	1 熊本市	×					
	2 八代市	×					
	3 人吉市	×					
	4 荒尾市	×					
	5 水俣市	×					
	6 玉名市	×					
	7 山鹿市	×					
	8 菊池市	×					
	9 宇土市	×					
	10 上天草市	×					
	11 宇城市	×					
	12 阿蘇市	×					
	13 天草市	×					
	14 合志市	×					
	15 美里町	×					
	16 玉東町	×					
	17 南関町	×					
	18 長洲町	○	H21.4.1	15万円	5万円		
	19 和水町	×					
	20 大津町	×					
	21 菊陽町	×					
	22 南小国町	×					
	23 小国町	×					
	24 産山村	×					
	25 高森町	×					
	26 西原村	×					
	27 南阿蘇村	○	H20.6.23				
	28 御船町	×					
	29 嘉島町	×					
	30 益城町	×					
	31 甲佐町	×					
	32 山都町	×					
	33 氷川町	×					
	34 芦北町	×					
	35 津奈木町	×					
	36 錦町	×					
	37 多良木町	×					
	38 湯前町	×					
	39 水上村	×					
	40 相良村	×					
	41 五木村	×					
	42 山江村	×					
	43 球磨村	×					
	44 あさぎり町	×					
	45 苓北町	×					
大分	大分県	○	H30.4.1				
	1 大分市	○	H30.4.1	30万円	10万円		
	2 別府市	○	H30.4.1	30万円	10万円		
	3 中津市	○	H30.4.1	30万円	10万円		
	4 日田市	○	H30.4.1	30万円	10万円		
	5 佐伯市	○	H30.4.1	30万円	10万円		
	6 臼杵市	○	H30.4.1	30万円	10万円		
	7 竹田市	○	H30.4.1	30万円	10万円		
	8 津久見市	○	H30.4.1	30万円	10万円		
	9 豊後高田市	○	H30.4.1	30万円	10万円		
	10 杵築市	○	H30.4.1	30万円	10万円		
	11 宇佐市	○	H30.4.1	30万円	10万円		
	12 豊後大野市	○	H30.4.1	30万円	10万円		
	13 由布市	○	H30.4.1	30万円	10万円		
	14 国東市	○	H30.4.1	30万円	10万円		
	15 姫島村	○	H30.4.1	30万円	10万円		
	16 日田町	○	H30.4.1	30万円	10万円		
	17 九重町	○	H30.4.1	30万円	10万円		
	18 玖珠町	○	H30.4.1	30万円	10万円		

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
宮崎		×					
1	宮崎市	×					
2	都城市	×					
3	延岡市	×					
4	日南市	×					
5	小林市	×					
6	日向市	×					
7	串間市	×					
8	西都市	×					
9	えびの市	×					
10	三股町	×					
11	高原町	×					
12	国富町	×					
13	綾町	×					
14	高鍋町	×					
15	新富町	×					
16	西米良村	×					
17	木城町	×					
18	川南町	×					
19	都農町	×					
20	門川町	×					
21	諸塚村	×					
22	椎葉村	×					
23	美郷町	×					
24	高千穂町	×					
25	日之影町	×					
26	五ヶ瀬町	×					
鹿児島		×					
1	鹿児島市	×					
2	鹿屋市	×					
3	枕崎市	×					
4	阿久根市	×					
5	出水市	×					
6	指宿市	×					
7	西之表市	×					
8	垂水市	×					
9	薩摩川内市	×					
10	日置市	×					
11	曾於市	×					
12	霧島市	×					
13	いちき串木野市	×					
14	南さつま市	×					
15	志布志市	×					
16	奄美市	×					
17	南九州市	×					
18	伊佐市	×					
19	姶良市	×					
20	三島村	×					
21	十島村	×					
22	さつま町	×					
23	長島町	×					
24	湧水町	×					
25	大崎町	×					
26	東串良町	×					
27	錦江町	×					
28	南大隅町	×					
29	肝付町	×					
30	中種子町	×					
31	南種子町	×					
32	屋久島町	×					

	自治体名	条例	施行日	死亡見舞金	傷害見舞金	貸付金	備考
33	大和村	×					
34	宇検村	×					
35	瀬戸内町	×					
36	龍郷町	×					
37	喜界町	×					
38	徳之島町	×					
39	天城町	×					
40	伊仙町	×					
41	和泊町	×					
42	知名町	×					
43	与論町	×					
沖縄		×					
1	那覇市	×					
2	宜野湾市	×					
3	石垣市	×					
4	浦添市	×					
5	名護市	×					
6	糸満市	×					
7	沖縄市	×					
8	豊見城市	×					
9	うるま市	×					
10	宮古島市	×					
11	南城市	×					
12	国頭村	×					
13	大宜味村	×					
14	東村	×					
15	今帰仁村	×					
16	本部町	×					
17	恩納村	×					
18	宜野座村	×					
19	金武町	×					
20	伊江村	×					
21	読谷村	×					
22	嘉手納町	×					
23	北谷町	×					
24	北中城村	×					
25	中城村	×					
26	西原町	×					
27	与那原町	×					
28	南風原町	×					
29	渡嘉敷村	×					
30	座間味村	×					
31	粟国村	×					
32	渡名喜村	×					
33	南大東村	×					
34	北大東村	×					
35	伊平屋村	×					
36	伊是名村	×					
37	久米島町	×					
38	八重瀬町	×					
39	多良間村	×					
40	竹富町	×					
41	与那国町	×					

見舞金等支給状況

[illegible]

都道府県		自治体名		第1												第2						第3						
				死亡見舞金(支援金)						傷害見舞金(支援金)						貸付金						その他						
				申請件数			支給件数			申請件数			支給件数			申請件数			支給件数			名称	申請件数			支給件数		
				H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1		H29	H30	R1	H29	H30	R1
奈良	下北山村																											
	上北山村																											
	川上村																											
	東吉野村																											
滋賀	彦根市	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1															
	近江八幡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
	甲賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								緊急支援金							
	湖南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
	高島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
	東近江市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1														
	日野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
	愛荘町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
	甲良町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
和歌山	和歌山県															0			0									
	和歌山市																											
	上富田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
岡山	総社市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
	備前市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
	瀬戸内市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
	和気町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1														
	美咲町			0			0			0			0															
広島	呉市	0	1	0	0	1	0	2	1	1	2	1	1															
	府中市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
	三次市			0			0			0			0															
	庄原市		0	0		0	0			0	0		0	0														
	大竹市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1															
	廿日市市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
	安芸高田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
	府中町																											
	神石高原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
山口	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	0	0	2															
福岡	柳川市			0			0			0		0																
佐賀	宗像市	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0															
	佐賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
	鳥栖市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1															
	多久市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
	鹿島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
	小城市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0														
	嬉野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
	玄海町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0															
	有田町	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0														
長崎	島原市			1			1			0			0															
	松浦市																											
	壱岐市			0			0			0			0															
	五島市																											
	西海市			0			0			0			0															
	雲仙市																											
	南島原市																											
	時津町																											
	東彼杵町																											
大分	小値賀町																											
	佐々町																											
	大分市		0	0		0	0		1	2		1	2															
	別府市		0	0		0	0		1	0		1	0															
	日田市		0	0		0	0		0	0		0	0															
	佐伯市		0	1		0	1		0	0		0	0															
	臼杵市		0	0		0	0		0	0		0	0															
	竹田市		0	0		0	0		0	1		0	1															
	津久見市		0	0		0	0		0	0		0	0															
	豊後高田市		0	0		0	0		0	0		0	0															
	杵築市		0	0		0	0		0	0		0	0															
	宇佐市		0	1		0	1		0	0		0	0															
	由布市		0	0		0	0		0	0		0	0															
	国東市		0	0		0	0		0	0		0	0															
姫島村		0	0		0	0		0	0		0	0																
		7	4	20	6	4	21	30	44	68	29	44	69	0	0	0	0	0	0		14	12	14	14	12	14		

(注) 見舞金・貸付金の制度がない年度については空欄とした。

奈良弁護士会 犯罪被害者支援委員会 行
(FAX 番号:0742-23-8319)

アンケート調査のご依頼 兼 ご回答書

都道府県名
貴自治体名
御担当部署
御担当者名
(電話番号)

貴自治体における犯罪被害者等への経済的支援制度について、ご質問させていただきます。
以下の事項について、ご回答下さるようお願い申し上げます（選択肢がある質問については該当するものに○をお願いします。）。

※ご回答内容については、集会当日の発表や配布予定の報告書にて報告させて頂くことがあります。

第1 見舞金制度について

※犯罪被害者等に対する見舞金制度を設けている自治体のみご回答下さい。

1 見舞金の支給実績をお教え下さい。

	死亡見舞金			傷害見舞金		
	申請件数	支給件数	不支給件数	申請件数	支給件数	不支給件数
これまでの全実績	件	件	件	件	件	件
平成29年度	件	件	件	件	件	件
平成30年度	件	件	件	件	件	件
令和元年度	件	件	件	件	件	件

2 貴自治体の見舞金制度の制度内容や運用に関して、課題や悩まれていることについて、以下の選択肢からお選び下さい（複数回答可）。

- (ア) 支給実績が少ない
- (イ) 支給要件に該当するかどうかの判断が難しい
- (ウ) 支給要件に該当するかどうかの判断にあたり、警察から情報提供を拒否される
- (エ) 制度について住民への周知が不足している
- (オ) その他（自由意見）

第2 貸付金制度について

※犯罪被害者等に対する貸付金制度を設けている自治体のみご回答下さい。

1 貸付金の支給実績について、お教え下さい。

	申請件数	支給件数	不支給件数
これまでの全実績	件	件	件
平成29年度	件	件	件
平成30年度	件	件	件
令和元年度	件	件	件

2 貴自治体の貸付金制度の制度内容や運用に関して、課題や悩まれていることについて、以下の選択肢からお選び下さい（複数回答可）。

- (ア) 支給実績が少ない
- (イ) 支給要件に該当するかどうかの判断が難しい
- (ウ) 支給要件に該当するかどうかの判断にあたり、警察から情報提供を拒否される
- (エ) 制度について住民への周知が不足している
- (オ) その他（自由意見）

第3 立替支援金・弔慰金その他の給付金制度について

※見舞金・貸付金以外の犯罪被害者等に対する給付金制度（立替支援金など）を設けている自治体のみご回答下さい。また、回答者様におきまして、「第1」（見舞金）の回答欄に記入すべきか悩ましいと思われた制度がございました場合にも、こちらの回答欄をご活用ください。

（回答欄が足りない場合は、4ページをコピーしてお使いください。）

1 当該給付金の名称をお教え下さい。

2 当該給付金の支給実績について、お教え下さい。

	申請件数	支給件数	不支給件数
これまでの全実績	件	件	件
平成29年度	件	件	件
平成30年度	件	件	件
令和元年度	件	件	件

3 当該給付金制度の制度内容や運用に関して、課題や悩まれていることについて、以下の選択肢からお選び下さい（複数回答可）。

- (ア) 支給実績が少ない
- (イ) 支給要件に該当するかどうかの判断が難しい
- (ウ) 支給要件に該当するかどうかの判断にあたり、警察から情報提供を拒否される
- (エ) 制度について住民への周知が不足している
- (オ) その他（自由意見）

第4 貴自治体において、犯罪被害者等支援制度の活用を普及させるため、特に取り組まれていることや、広報や周知方法の工夫等がありましたら、お教えてください。

第5 弁護士会への要望、国・都道府県・市区町村への要望、犯罪被害者等支援施策に関して困っていること等がありましたら、お教え下さい。

お忙しい中、ご回答頂きまして、誠にありがとうございました。

【その他の給付金制度について】

※ 回答欄が足りない場合に、ご活用ください。

- 1 当該給付金の名称をお教え下さい。

- 2 当該給付金の支給実績について、お教え下さい。

	申請件数	支給件数	不支給件数
これまでの全実績	件	件	件
平成29年度	件	件	件
平成30年度	件	件	件
令和元年度	件	件	件

- 3 当該給付金制度の制度内容や運用に関して、課題や悩まれていることについて、以下の選択肢からお選び下さい（複数回答可）。

- (ア) 支給実績が少ない
- (イ) 支給要件に該当するかどうかの判断が難しい
- (ウ) 支給要件に該当するかどうかの判断にあたり、警察から情報提供を拒否される
- (エ) 制度について住民への周知が不足している
- (オ) その他（自由意見）